

確定版

平成27年度

国の施策に関する提案書

平成26年8月

中国地方知事会

中国地方を取り巻く重要な課題や主要事業について、次のとおり提案いたしますので、平成27年度国庫予算編成及び施策の決定に当たり、格別の御理解・御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年8月

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	村岡	嗣政

目 次

大規模災害に備えた防災・減災対策	1
原子力発電の安全確保対策等と再生可能エネルギー政策の推進	4
I 地方行財政関係	
1 地方分権改革の推進	8
2 地方税財源の充実確保	10
II 農林水産・商工労働関係	
3 経済・雇用対策の充実強化	13
4 地域農林水産業の振興	16
III 国土交通関係	
5 高速道路ネットワーク等の整備促進	21
6 港湾整備事業の推進	23
7 地方交通基盤の整備	25
8 離島・中山間地域の総合対策の充実強化	28
9 高度情報化の推進	31
10 外国人観光旅客の誘致促進	33
IV 社会・文教関係	
11 保健・医療・福祉の充実等	34
12 医療保険制度の見直しへの対応及び地域医療の確保等	40
13 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化	45
14 学校教育の充実等	47
V 環境・エネルギー関係	
15 環境保全対策の推進等	49
16 次世代エネルギーへの取組の推進	54
VI 領土・基地関係	
17 竹島の領土権の早期確立等	56
18 日本海における漁業秩序の確立	58
19 岩国基地関連対策の推進・充実及び住民の平穏な生活を乱す 米軍機の飛行訓練への対策	59

大規模災害に備えた防災・減災対策

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)

【理 由】

東日本大震災を踏まえ、災害対策基本法の改正や防災基本計画の修正が順次実施され、平成24年7月に、防災対策推進検討会議において、今後の防災対策の理念や具体的方策などに係る最終報告がまとめられた。

さらに、平成24年8月及び平成25年3月に南海トラフ巨大地震の被害想定が公表されるとともに、平成25年5月には、南海トラフ巨大地震対策についての最終報告がとりまとめられた。

また、平成25年12月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律や国土強靱化基本法が施行され、本年3月に大規模地震防災・減災対策大綱が、6月に国土強靱化基本計画が策定された。

これらの動きや報告の内容を踏まえ、今後の防災・減災対策に取り組む必要があるが、東日本大震災による被害の範囲や規模、南海トラフ巨大地震の被害想定を鑑みると、中国地方において大規模災害が発生した際には、安全確保や災害復旧をはじめ、産業面への影響についても、中国5県だけでの対応には限界があると言わざるを得ない。

加えて、未曾有の災害である東日本大震災の復興には、被災自治体のみならず、被災者受入自治体やその他の自治体が広範囲にわたり、様々な支援を講じなければならぬ状況の中、現行の災害救助法の枠組みや地方財政制度の下での対応にも限界がある。

また、中国地方においても、その自然的、社会的条件から、平成18年の台風第13号をはじめ、尊い人命と莫大な資産を奪い、地域の社会機能にも大きな支障をきたす災害が、毎年のように繰り返し発生している。特に瀬戸内海沿岸・島しょ部を中心に、高潮についても大きな被害をもたらしている。このため抜本的な治水・高潮対策を推進するとともに、高精度の降雨情報の提供など総合的な防災対策の充実を図ることが必要であるが、首都圏への補助公共事業予算の配分割合は増大している一方で、中国地方への配分割合は縮小傾向にあり、必要なインフラの整備が進んでいない。

さらに、土砂災害については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が平成13年4月から施行され、土砂災害のおそれのある区域の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の総合的な土砂災害対策を講じてきているが、中国地方においては、昨年7月末から8月にかけて、島根・山口両県における集中豪雨によって土砂災害が発生し、甚大な被害が生じていることから、法の趣旨に沿った施策を積極的に推進していく必要がある。

このため、政府においては、東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震の被害想定等を踏まえ、次の事項を早期に実現するよう強く要請する。

【提 案】

1 防災・減災対策の構築と被災地域への支援方策の確立

南海トラフ巨大地震による大規模かつ広範囲な災害が発生することを想定し、早期に、新たな防災・減災対策の構築及び被災地域への支援方策を確立すること。

2 災害に強いインフラの整備

東日本大震災を踏まえ、防災上重要な公共土木施設の整備を推進すること。

また、大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実にを行うためには、広域的な人流・物流ルートを確保する必要があり、空港、港湾、道路等の交通インフラにおける適切な耐震施設の配置や多重性・代替性を向上させる緊急輸送ネットワークの整備を推進するとともに、圏域を跨いだ自治体やライフライン事業者等関係者の協力体制の構築に向けた支援を行うこと。

さらに、生命・生活を維持する上で不可欠な水道施設の耐震化に向けた支援を行うこと。

加えて、災害時に土木施設がその機能を十分に発揮し続けることができるよう、老朽化が進みつつある土木施設について、長寿命化も含めた適切な維持管理・更新を推進する地方の取組を支援すること。

また、地方における防災・減災等に資する社会資本整備の状況等を踏まえ、地方が必要とする社会資本の整備や維持管理を着実に実施できるよう、確実な財源確保を行うとともに、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し、地方の実情に即した配分とすること。

3 大規模災害に強い日本海側のリダンダンシー機能の充実・確保

南海トラフ巨大地震等に向けた対策・取組について、災害に強い国土づくりを目指すため、同巨大地震等発生時における日本海側等の被害想定を実施するとともに、大規模災害時の日本海側のリダンダンシー機能を充実・確保すること。

4 日本海側における地震・津波研究の充実

国の地震の長期予測等において日本海で発生する地震・津波に関する研究が不十分であることから、災害に強い国土づくりを目指すために大きな役割を担う日本海側における地震・津波研究の充実化を図ること。

5 復旧・復興に向けた地方経済対策と地方財源の確保

(1) 東日本大震災により、被災地のみならず、日本全体の地域経済に深刻な影響を及ぼしている。特に経営基盤が弱い中小企業の支援など、地域経済が停滞から脱却できるような対策を講ずること。

(2) 平成27年度の地方財政対策においては、東日本大震災の復旧・復興・支援に係る財源は別途確保した上で、地方団体の財政運営に必要な地方交付税の総額を確保すること。その際、臨時財政対策債に依存することなく、全額を交付税措置すること。

(3) 被災地以外の自治体においては、避難者の受入れ、受入れの際の一時的な生活資金や生活器具・家電等の給付等、職員派遣など幅広い支援のほか、地域の中小企業への支援など震災の影響による景気への対策も講じており、これらの経費について、災害救助法の適用範囲の見直しも含め確実に財政措置を講ずること。

6 被災者に対する支援制度の拡充

被災者の生活再建の支援と被災地の速やかな復興のため、被災者生活再建支援制度を更に改善するとともに、被災者生活再建支援基金で対応が困難な超大規模災害については、別途の対応策を講じること。

7 治水・高潮対策の推進

国民の生命と財産を守り、豊かで安心できる国土を形成するため、「社会資本整備重点計画」に基づき、治水事業及び海岸事業を強力に推進するとともに、XバンドMPレーダーの整備等ソフト対策の拡充を推進すること。

8 総合的な土砂災害対策の推進

- (1) 国民の生命と財産を守り、豊かで安心できる国土を形成するため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業の着実な事業実施を促進すること。
- (2) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、警戒避難体制の早急な確立につながる「土砂災害警戒区域」等の指定を行うため、引き続き砂防関係基礎調査の着実な実施を促進すること。

9 建築物の耐震化促進

南海トラフ地震等大規模地震の切迫性が指摘される中、建築物の耐震化を着実に進めていくため、耐震改修促進法の改正に伴って必要となる大規模建築物の耐震診断及び耐震改修費用について、国の支援及び地方財政措置の拡充等更なる支援策を講ずること。

原子力発電の安全確保対策等と再生可能エネルギー政策の推進

(内閣官房、内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、原子力規制委員会)

【理 由】

東京電力福島第一原子力発電所の事故発生から3年余りが経過したが、依然として周辺住民が避難生活を余儀なくされており、事態の早期収束に向けた取組が強く求められている。

こうした中、全国に立地している原子力発電所の安全確保が何より重要な課題となっており、原子力規制委員会においては、規制基準への適合性審査を厳格に行うとともに、その結果について、地域住民はもとより、国民全体に明確かつ責任ある説明を行うことが強く求められるところである。

また、万が一、広範囲に影響が及ぶ大規模な原子力災害が発生した場合、県境を越える広域避難が必要となることなどから、原発立地県のみならず、隣県等においても、想定されるさまざまな課題への対策を早期に講じておかねばならない。

一方、発電所の立地や運転に当たっては、立地地域の実情に配慮した地域振興対策の推進等が、今後とも必要不可欠である。

また、環境に対する負荷が少なく、地域に広く存在する再生可能エネルギーの利用拡大についても推進する必要がある。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 原子力発電所の安全確保対策の強化等

(1) 事態の収束に関する事

国は、今回の原子力災害に対処するに当たり、当事者としての自覚を持ち、国内外の英知を結集して、一刻も早く事態の収束を図ること。

(2) 情報公開及び説明責任に関する事

今回の原子力災害に関して、今後とも把握している情報を系統的に分析・整理した上で、すべてを公開し、明確な根拠に基づいた分かりやすい説明を行うこと。

また、環境中に放出された放射性物質の影響については、特に国民の関心が高いことから、国は、放射性物質が健康に与える影響等について、科学的根拠に基づいた正確な情報を広く分かりやすく、かつ迅速に提供すること。

特に、子どもたちやその保護者が正しい知識を身に付けることができるよう、放射線と健康に対する教育や広報を実施すること。

さらに、全国の原子炉施設が停止中であるという状況を踏まえ、日本全体及び各地域の電力需給の定量的な見通しについて、国が責任を持って、国民全体に明確に示すこと。

(3) 原子力発電所の安全対策に関する事

原子力規制委員会は、最新の知見を反映した新たな規制基準に基づき、中国電

力から設置変更許可等の申請があった島根原子力発電所 2 号機の安全性について、地震対策及びフィルタベントや汚染水対策（地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等）などのシビアアクシデント対策等、責任を持って厳格な審査を行い、適切な指導を行うこと。また、福島第一原発について引き続き行われている事故の原因究明や現場での汚染水対策等から得られる新たな知見については、その都度、規制基準へ反映すること。

なお、審査結果については、立地・周辺自治体や住民へわかりやすく説明を行うこと。

原発の稼働・再稼働については、まずエネルギー政策上の必要性を国が明確に示し、個別の原発毎に、その安全性を国が責任を持って判断し、住民や立地・周辺自治体に十分な説明を行い、理解を得て進めること。

また、その具体的な手続きを早期に示すこと。

(4) 原子力防災体制の充実・強化に関すること

ア 原子力災害対策指針の改定

「原子力災害対策指針」については、今後も継続的に改定していくとともに、地方公共団体等の意見を適切に反映していくこと。

また、「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置」や「実用発電用原子炉以外の原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲」など、未策定の事項も含めて、全体を早急に示し、国が責任をもって実効性のある防災体制を構築するとともに、県、市町村が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の強化に対して必要な支援・協力を行うこと。

なお、避難行動要支援者の避難のあり方など省庁横断的に進める必要がある対策については、原子力発電所立地地域毎に設置されたワーキングチームにおいて、各地域の取組状況を把握し、国として地域の実情に応じた適切な防災体制の確立を支援すること。

イ 避難対策

原子力災害が発生した場合に、住民の避難が迅速かつ安全にできるよう、国が中心となって、原発周辺地域及び広域避難の受入地域において、避難者や受入自治体等を支援する体制づくりを行うこと。また、避難者に要する大量の支援物資や輸送手段等の確保について、迅速に対応できる体制づくりを行うこと。あわせて、避難所・救護所運営や避難行動要支援者の支援等に必要となる人員の確保についても、原発立地・周辺自治体や受入自治体の要請に対して迅速に対応できる体制を整えること。

さらに、避難行動要支援者の避難に必要な輸送手段（救急車、福祉用車両、ヘリコプター等）、輸送用資機材（ストレッチャー、医療用機材等）、医療従事者・介護従事者及び最終的な避難先となる病院・社会福祉施設等を確保する体制を構築するとともに、やむを得ず避難できない場合の本人及び医療従事者・介護従事者に対する防護対策を拡充し、支援体制を構築すること。あわせて、避難行動要支援者の搬送については、自衛隊、海上保安庁等による即時、迅速な対応ができる体制とすること。

原子力災害時における屋内退避施設の確保のため、医療・社会福祉施設の放射線防護対策事業について、引き続き国において必要な財源を措置すること。

加えて、避難期間が長期に及んだ場合において、人的・物的な支援や仮設住宅など二次避難先となる施設の確保について支援を行うこと。

ウ 避難道路等の早急な整備・維持

多数の住民が迅速かつ確実に避難するための避難道路や万が一の際の初動活動を迅速に行うための道路について、国の負担を強化するなど、別枠で予算を確保した上で、早急な整備・維持を図ること。

(5) 地方公共団体が行う防護措置等に係る財政措置

原子力災害対策指針において「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」の範囲が示され、「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域」についても検討が必要とされていることから、これに伴い必要となる地方公共団体が行う防護措置並びに被災地域からの避難及びその受入れなどに係る財政負担に対し、国において十分措置すること。

特に、新たにUPZの範囲に加わることにより、原子力安全体制や医療体制、避難体制などを整備（初期投資）する必要がある自治体においては、早急に体制を整備・構築する必要があることから、確実に整備できるよう、国において必要な財源を措置すること。

また、原子力安全・防災対策に従事する職員人件費、官公庁等の防災機関の放射線防護対策などの機能強化や万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機材整備などに係る財政負担についても、国において十分措置すること。

(6) 風評被害の防止等に関すること

広範囲に放射性物質が放出されたことで、国民の間に農林水産物や加工食品等への不安が見受けられることから、国として、環境放射線モニタリングを強化し、測定結果やその評価を速やかに公開すること。

また、最近になってもなお発生しているいわれなき風評被害を未然に防止するため、農林水産物加工品などに対する取扱基準や商取引における放射線量のガイドラインを明らかにするなど、最大限の対策を実施すること。

風評被害の防止や払拭には、的確かつ継続的な情報発信を行うことが極めて重要であることから、国内外に対し、放射性物質の測定結果及びその結果に基づく評価を継続的に公表すること。

特に、海外からの観光客誘致、食品及び工業品輸出の通常化のため、安全であることを保証するための体制づくりを進め、日本の国際的な信用・信頼の確保に努めること。

2 エネルギー政策の推進強化

4月に閣議決定された新たなエネルギー基本計画では、「再生可能エネルギーについては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく」とされた。

については、新たに目標として掲げられた「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準を更に上回る水準の導入を目指す」ための再生可能エネルギー導入促進と省エネルギー推進のための具体的な施策を速やかに明らかにし、必要な財政措置を講じること。

特に、各地域に潜在する再生可能エネルギー等をその地域で効果的に活用する「再生可能エネルギー等の地産地消」の確立を目指し、必要な法整備を迅速かつ着実に進めるとともに、地域における再生可能エネルギー等の総合的な開発利用対策を推進する技術開発・情報交換、財政措置等の充実を図ること。

なお、エネルギー政策は、我が国の将来の姿を左右する重要な問題であり、国内産業への影響や、国民負担なども考慮して、国の責任において、十分な措置を講じること。

3 電源立地対策の推進

(1) 電源立地地域の自主的、恒久的地域振興が可能となるよう電源三法交付金制度に関し、次の事項について充実強化し、制度の改善を図ること。

ア 交付単価の引上げや交付期間の延長等を図ること。

イ 地方公共団体の自主的・弾力的活用がより一層図られるよう見直すこと。

(2) 期限が10年間延長された「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」について、引き続き原発立地地域の振興が図られるよう、財政支援制度を拡充すること。

I 地方行財政関係

1 地方分権改革の推進

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

【理由】

現在、我が国は、人口減少・超高齢社会の到来、首都圏一極集中の弊害など困難な課題に直面しており、これらの課題を解決し、我が国が持続的な発展を遂げるためには、地域の多様性から生み出される競争力を国全体の成長につなげることが必要であり、そのためにも、地方分権改革を推進し、真に自立した地域社会が形成される分権型国家への転換を図らなければならない。

平成19年に地方分権改革推進委員会が設置されて以来、義務付け・枠付けの見直しや国からの権限移譲等について、一定の成果が上げられてきたが、地域が抱える事情や課題はそれぞれに異なり、多様な問題を抱えており、地域の実情や住民のニーズを熟知する地方が、自らの判断と責任で地域の課題を解決するためには、地方分権改革の更なる推進が必要である。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 さらに地方分権改革を進めるための取組の実施

(1) 第4次一括法による事務・権限の移譲等を円滑に進めるため、地方の意見を十分に反映して、財源措置、移譲等のスケジュール、研修の実施、マニュアルの整備等について具体的な検討と調整を適切かつ速やかに進めること。

また、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月閣議決定。以下「閣議決定」という。)で「移譲について検討を進める」等とされた事務・権限については、着実に協議・検討を進め、早期の移譲を実現すること。

(2) 直轄道路・直轄河川の移譲に当たっては、必要となる財源・人材・資機材について十分な措置を講ずること。特に、財源措置については移譲受け入れの前提となるものであることから、閣議決定2【国土交通省】(7)(iv)①から④の財源措置について確実に実現することはもとより、個別協議における各都道府県の意向を踏まえた拡充を含め、所要の法整備を行った上で確実に措置を講ずること。

(3) 義務付け・枠付けの見直しについては、地方の実情に応じてより独自性を発揮できるように福祉施設の従事者や居住面積等に多用されている「従うべき基準」を見直し、廃止又は「参酌すべき基準」とするなど、地方の裁量の余地を広げること

2 提案募集方式を活用した見直しの実現

提案募集方式に関しては、地域のことは自らの責任と判断で決定し、実行することのできる行政の実現という地方分権の目的の達成が図られるよう、これまでに地方が移譲を強く求めてきたものの移譲することとされなかった事務・権限をはじめ、地方からの提案に基づく国から地方への新たな事務・権限の移譲や、更なる義務付け・枠付けの見直しの検討について、地方からの提案を真摯に受け止め、地方分権改革有識者会議の専門部会を活用し、スピード感を持って提案の実現に向けた検討を進めること。

3 地域の実情を反映できる仕組みの構築

- (1) 都道府県を介さず、国の出先機関が直接実施している事業、市町村・民間事業者等に直接交付している補助金（「空飛ぶ補助金」）のうち地域振興に資するものは、自由度をできる限り高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

また、地方に移譲されるまでの間においても、地域の実情を踏まえた産業振興施策等を充実する観点から、県事業と一体的に実施するようにするなど、効果的な執行の仕組みを構築すること。

- (2) 国と地方を通じた行政コストの縮減を図り、地域経済の再生・地域活性化などの観点から、更なる規制緩和を進め、地方の自由度を拡大すること。

4 適切な財源措置の実施

地方分権改革の推進に当たっては、社会資本整備の進捗状況を勘案しつつ、担うべき権限に見合う財源を確保し、地方自治体の自主的・自立的な行政運営が可能となるよう、適切な措置を講ずること。

5 道州制の検討

道州制は、国と地方の双方のあり方を根本から見直す大改革であり、国民生活に大きな影響を及ぼすと考えられることから、道州制の必要性、メリット・デメリット等を明確にして積極的な情報発信を行い、広く国民的な議論を喚起すること。

2 地方税財源の充実確保

(内閣府、内閣官房、総務省、財務省)

【理由】

平成26年度の地方財政計画において、地方交付税総額は東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度に比べて0.2兆円減の16.9兆円となった一方で、一般財源総額は地方税の増加等を見込むことで0.6兆円増の60.4兆円が確保されたが、臨時財政対策債は抑制が図られたものの、依然として高い水準にあるなど地方財政制度の構造的な問題は解消されていない。また、骨太の方針においては、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切り替えを進めていくことが示されており、必要な地方の一般財源総額の確保について予断を許さない状況にある。

昨年12月に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立した社会保障と税の一体改革については、今後真に持続可能な制度の検討が必要であるが、一方で、国において法人実効税率のあり方の議論が本格化し、これによる地方財政への影響が懸念される。

こうした中、地方においては、厳しい経済環境のもと、消費税率引上げによる景気の下振れリスクを回避しつつ、産業振興、地域の活性化、雇用の確保、医療・介護・子育ての充実、教育振興等により一層取り組んでいく必要がある。

このような地方財政の状況を踏まえ、真に地方分権時代にふさわしい国と地方を通じた税財政制度を確立することが必要である。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 地方財政の充実強化

(1) 景気・雇用対策や福祉、防災等の施策を実施するためには、その基盤となる地方税財源の安定を図ることが必要であることから、社会保障関係経費をはじめとした地方の財政需要の増加等による財源不足額を地方財政計画に適切に積み上げること。

(2) 臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化しているが、本来は交付税率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されている。本来の趣旨に立ち戻り、早期に法定税率の引上げによる地方交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消し、必要な地方一般財源総額を安定的に確保すること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。

(3) 我が国の経済は緩やかに回復しつつあるものの、地方の中小企業を取り巻く経済環境は依然として厳しく、安定的な雇用も十分確保されているとは言えない地域も存在することから、これらの財政需要について地方財政計画に十分措置すべきであること、そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生

活を守るために必要な地方単独事業については、同様に明確に措置すべきであることから、こうした措置がなされるまでの間は、地方財政対策として「歳出特別枠」が必要である。

また、「別枠加算」は、地方の巨額の財源不足に対して、法定率の引上げで対応できないため設けられたものであり、その財源不足は未だ解消に至っていないことから、法定率の引上げなどによる必要な一般財源の確保が実現できるまでの間は、措置を継続すること。

- (4) 社会資本整備を推進する各府省の交付金については、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保するとともに、社会資本整備が遅れた地域に十分配慮するなど地方の実情に即した配分とすること。また、予算配分基準を明確にするとともに、地方の自由度向上につながるよう国の関与を縮小させながら、引き続き手続きの簡素化を図ること。
- (5) 国の経済対策に伴い創設した基金については、事業の進捗状況に応じ、必要なものは期間を延長し、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うとともに、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべき事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財源措置を講ずること。
- (6) 法人課税の見直しについては、地方税財政に深刻な影響を与えることが懸念されることから慎重に議論を行うこと。また、法人実効税率引下げの検討を行う場合には、大企業についての外形標準課税の拡大や政策減税の大幅な見直しによる課税ベースの拡大等の代替措置により、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を十分に確保することを併せて検討すること。その際、地域経済や雇用を支える中小企業へ大きな影響が出ないように慎重に検討すること。
- (7) 地球温暖化対策に関する財源の確保については、平成26年度与党税制改正大綱において、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行うとされており、地球温暖化対策のための税の一部を地方税源化や森林・林業活性化のための交付金創設など、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に地方が果たす役割に応じた税財源を確保する仕組みとすること。
- (8) 自動車取得税については、平成26年度与党税制改正大綱において、消費税率10%段階で廃止することとされ、併せて環境性能課税を自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得るとされた。
この見直しに当たっては、地方団体の意見を十分踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生ずることのないよう、安定的な代替税財源を十分に確保する措置を講ずること。
- (9) 税制の抜本的な見直しを行う際には、財政力の格差に配慮し、恒常的で十分な規模の財政調整の仕組みを盛り込むこと。

2 社会保障と税の一体改革

- (1) 社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、昨年、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律が成立したところであるが、今後の改革の具体化に当たっては、「国と地方の協議の場」等において真摯に議論し、医療保険制度の財政基盤の安定化、地域の実情に合わせた医療・介

護サービス体制の構築、少子化対策の充実等を図り、国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を確立すること。

- (2) 現在検討が行われている国民健康保険の運営の都道府県単位化については、まずは財政上の構造的な問題の解決を行うこと。

また、今後増嵩する医療費に対応するため、将来にわたり制度の安定的な運営と持続可能性を担保する措置を講ずること。

- (3) 消費税率 8% 段階から実施することとなった地方法人税の交付税原資化に際し、その配分にあたっては地方交付税が地方固有の財源であることを十分踏まえ、国による政策誘導とならないよう、また、地方の経済や財政の状況等にも留意して実効性ある偏在是正措置となるようにすること。

また、平成 26 年度の与党税制改正大綱において、消費税率 10% 段階で現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行うとされているが、この検討に当たっては、例えば消費税と地方法人課税との税源交換等の偏在是正手法も含め、偏在性が小さく、安定的な地方税体系が構築できるよう検討すべきであり、制度の設計に当たっては国と地方が十分な協議を行いながら取り組むこと。

- (4) 地方消費税は、地域間の税収の偏在の少ない税であるものの、各団体の消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、引上げ分の地方消費税について、引き続き、基準財政収入額へ 100% 算入するとともに、引上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準財政需要額に算入すること。

- (5) 社会保障・税番号制度の導入に伴う地方自治体のシステム及びネットワークの構築・改修や維持管理に要する経費については、同制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

特に、国が設定した社会保障・税番号制度システム整備費補助金の上限額と地方の見積額に乖離が生じているものについては、その原因を分析し、地方側に示すとともに、不足が生じる場合には、必要な財政措置を講ずることとし、補助金の交付についてもシステムの整備期間に配慮して、柔軟な取り扱いとすること。また、社会保障・税番号制度の導入に必要な公的個人認証サービスの改良に要する経費等について、必要な財政措置を講ずること。

Ⅱ 農林水産・商工労働関係

3 経済・雇用対策の充実強化

(内閣官房、内閣府、金融庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)

【理由】

中国地域の景気は、輸出環境の改善や公共工事の増加等を背景に持ち直しの動きが見られるものの、消費税率引き上げによる影響や海外景気の下振れによる景気押し下げリスクの存在により、先行きについては、依然として不透明である。

また、雇用・所得環境の先行きについても、引き続き注視する必要がある。

このため、東日本大震災の復旧・復興はもとより、経営基盤の弱い中小企業や求職者に対する支援を始めとする経済・雇用対策の実施や、それに呼応した地方における対策の実施など、引き続き国と地方が一体となった取組が必要不可欠である。については、次の内容について提案する。

【提案】

1 地域経済の活性化と雇用回復につながる成長戦略の推進

日本再興戦略（平成25年6月閣議決定、平成26年6月24日改訂版閣議決定）の推進にあたっては、昨年度に各地方産業競争力協議会が策定した地域戦略を踏まえ、地域経済の活性化と雇用回復につながるよう、地方独自の戦略についてもハード、ソフト両面から後押しすることで、我が国の産業全体の底上げを図ることに配慮すること。

2 東日本大震災からの復旧・復興に向けた経済・雇用対策の継続実施

東日本大震災からの復旧・復興は未だ途上であり、引き続き全力で取り組むとともに、復興を確かな景気回復につなげるため、地方の経済・雇用に配慮し、企業の国内投資の促進に資する施策を一層充実させるなど、所要の対策を速やかに講じること。

原子力発電所事故による放射性物質の影響については、日本製品に対する風評被害対策に引き続き全力で取り組むとともに、簡素な手続きにより円滑に輸出ができるよう、引き続き相手国に対し国家レベルで改善を求めること。

3 今後の消費税率引き上げを念頭に置いた切れ目のない経済・雇用対策の実施

政府の各種政策の効果により地方経済にも好循環の兆しが見え始めているものの、その波及は限定的な状況であり、特に今後の消費税率引き上げを念頭に、継続的な経済・雇用対策を行うとともに、国内企業の国際競争力強化や製造拠点の国内回帰に係る支援など国内産業の空洞化を防止するための対策について、地方の状況を踏まえ、更なる充実強化を図ること。

また、雇用環境の改善を図るため、平成25年度補正予算において創設され、平成26年度が終期となっている「地域人づくり事業」について基金の積み増しや事業期間の延長を行うなど、切れ目のない継続した経済・雇用対策を行うこと。

4 地域の実情に応じた要件緩和、制度設計等

経済・雇用対策の検討・実施に当たっては、地域の実情に的確に対応し、効果的に事業を実施できるよう、基金事業及び交付金について権限と財源の地方への移譲を基本とした制度の点検及び見直しを行うなどして、地方の裁量と創意工夫が発揮できる仕組みとすること。

また、職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）、職業能力開発大学校・短期大学校（ポリテクカレッジ）については、地域のものづくり産業への人材供給や離職者の就職に貢献している状況などを踏まえ、設置道府県や地元産業界の意向に反して、安易に統廃合を行うべきではないこと。併せて、地域のニーズに応じた訓練の充実を図ること。

5 若年労働者雇用対策の拡充

有効求人倍率は回復しつつあるが、依然として正社員としての雇用は厳しい情勢下にある。新規学卒者が就職未決定のまま卒業することがないよう、採用枠の確保対策を強化するとともに、フリーター等の非正規雇用を余儀なくされている若者に対する、職業能力開発の強化やセミナー・就職面接会の開催など、正社員として就職するための支援を一層強化すること。

また、都道府県が実施するジョブカフェ事業を継続実施するに当たり、若年者地域連携事業の拡充強化を図ること。

さらに、増加するニート、引きこもりなどの無業状態にある若者の自立、就業を支援するため、地域若者サポートステーション事業の拡充強化を図ること。

6 雇用のミスマッチ解消

人材が不足している介護分野、建設業分野及び農林水産業分野は、雇用の受け皿として特に注目すべき分野であり、人材の確保・定着の促進や中長期的視点に立った労働力の移動など雇用のミスマッチ解消に向けた施策を拡充すること。

- (1) 介護分野においては、職員の能力や経験に応じた介護報酬の設定など安定的に質の高い人材を確保し職場定着につながる施策を引き続き講じること。
- (2) 建設業分野、農林水産業分野においても、引き続き持続可能な雇用の実現と担い手の確保・育成につながる施策を迅速かつ的確に実施すること。

7 高齢者及び障害者の就労対策の拡充・強化

依然として厳しい雇用情勢の中、高齢者及び障害者の雇用・就業機会の確保・拡大や再就職などの支援策の充実強化を図ること。

8 工業用水道施設の整備

(1) 新たな工業用水道の補助制度の拡充等

老朽化・耐震化対策を迅速かつ確実に実施する観点から工業用水道施設の強靱化事業を継続実施するとともに、産業立地の加速化等を促進するための新たな補助制度の創設を図ること。

(2) 工業用水道料金制度の改善

工業用水道料金について、企業活動を支えるための産業施策として、地方公共団体が行う高額な料金の低廉化や平準化など、地域の実情に応じた料金設定が可能となるよう、地方財政措置制度の創設を図ること。

(3) 公的資金による地方債の補償金免除繰上償還制度の拡充

公的資金による地方債の補償金免除繰上償還制度は、平成25年度1年限りの措置として、被災地を対象として実施されたが、高利率の地方債が地方財政運営の支障となっている実態を踏まえ、被災地に限定することなく、対象となる地方債の利率の条件緩和など制度を拡充して今後も継続実施するとともに、財政融資資金の新規貸付停止措置を撤廃することにより、公債費負担の更なる軽減を図ること。

4 地域農林水産業の振興

(総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

【理由】

農林水産業を取り巻く情勢は、生産物価格の下落、米の需要低迷、安価な輸入品との競合、燃油・飼料・生産資材価格の上昇、担い手の減少、高齢化に加え、環太平洋連携協定（TPP）の交渉加速化、日豪経済連携協定（日豪EPA）の大筋合意、多様な枠組みによる経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）の進展等による畜産分野をはじめとする関税率の削減など、厳しい課題に直面している。

一方、住民からは、食料自給率の向上、安全・安心な農林水産物の提供、農地や森林の有する公益的な多面的機能に対する期待が高まっており、これらの課題や期待に対応するため、生産対策や生産基盤・生活環境の整備等を、地域が主体的・総合的に実施し、農林水産業の体質強化を図り、活力ある農林水産業・農山漁村を構築する必要がある。

こうした中、国においては、「攻めの農林水産業」の展開が示され、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月策定、平成26年6月24日改訂）が取りまとめられたところである。

同プランでは、「需要のフロンティアの拡大」、「需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築」、「生産現場（担い手、農地等）の強化」、「多面的機能の維持・発揮」を戦略の4つの柱に政策が再構築され、「生産現場の強化」に関しては、農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約、経営所得安定対策や米の生産調整の見直し、「多面的機能の維持・発揮」では、日本型直接支払制度の創設など、平成26年度から本格的に実施されている。

こうした取組をより良いものとしていくためには、地域の意見や実情を反映した、きめ細かな支援ができる仕組みとしていくことが望まれ、次の内容について提案する。

【提案】

1 「攻めの農林水産業」の展開

「攻めの農林水産業」の実現に向けて、多様な地域資源を活かした6次産業化・農商工連携による高付加価値化の取組の推進を図るなど、農林水産業が将来に渡って持続的に発展していけるよう、国の責任において、地域が必要な事業を着実に実施できる財源の確保を含め、具体的かつ体系的な対策を講ずること。

また、各地域がそれぞれの実情に応じて、担い手育成や産地形成などの総合的な施策展開が可能となるような対策を講ずること。

2 農地中間管理機構の事業推進について

担い手への農地集積・集約化など農用地の利用の効率化及び高度化が促進されるよう、農地中間管理機構関連事業については、引き続き十分な予算を確保する

とともに、都道府県や市町村など、関係機関の実情を踏まえた有効な仕組みとなるよう、必要に応じて制度の改善を行うこと。

また、地域の実情に応じた農地利用の効率化等が促進されるよう、制度の運営に係る国の都道府県に対する関与は最小限とすること。

3 水田フル活用の推進と米政策の見直し

中国地方では、中山間地域等の条件不利地域が多く、経営基盤も脆弱であるが、こうした地域においても、地域の特性や実情に応じた作物の生産振興や産地育成・経営の複合化が図られ、担い手が将来に展望を持って意欲的に経営が行えるよう、「水田活用の直接支払交付金」の財源を安定的に確保するとともに、「産地交付金」の設定に関する地域の裁量を一層高めるなど、交付金制度の充実を図ること。

また、米政策の見直しに当たっては、その具体的な工程や方策を明らかにし、国が提供する価格や在庫等の情報は、生産者等の判断材料となるよう、市町村程度のきめ細かいものとするとともに、非主食用米について、生産から流通、消費に至るまでの全体を通して生産拡大を誘導する仕組みを講じるなど安定的に継続した営農が確保できるものとする。

4 日本型直接支払制度の推進

日本型直接支払制度については、平成27年度からの法制化に合わせ、地域住民や自治体の負担が少なく、取り組みやすい制度とすること。

特に、同制度のうち中山間地域等直接支払、多面的機能支払については、参加者の高齢化を踏まえ、協定締結継続期間の緩和や事務処理の簡素化など、高齢化が進んだ集落でも安心して取り組めるよう、見直しを行うこと。

5 米の需要拡大の推進

- (1) 栄養バランスに優れた米を中心とした日本型食生活の普及・定着を図るため、米飯学校給食に対する食育活動や給食施設・機器の整備等の支援を強化すること。
- (2) テレビスポット等各種媒体を活用し、米離れの著しい若い世代を対象を絞るなど、米食の普及啓発を効果的に推進すること。

6 農業農村整備事業の推進

- (1) 国の平成26年度農業農村整備関係当初予算は、平成25年度当初予算比で102.4%の措置がされているものの、平成25年度補正予算や農山漁村地域整備交付金を加えても、平成21年度当初予算に対して73.2%までしか復元されていない。計画的に農業の競争力強化を図るためには、農地の大区画化や水田汎用化等を推進し、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積の加速化や農業経営の複合化などを進める必要がある。

また、近年多発している地震や集中豪雨等による大規模災害に対応するため、海岸高潮対策や地すべり対策等の防災減災対策や、老朽化した農業用施設の長寿命化対策を実施し、国土強靱化を進める必要がある。

こうした農業農村整備事業を計画的に推進するには地域が必要な事業を着実に実施できる財源として、平成27年度以降の当初予算の確保が重要であるこ

とから、格段の措置を講じること。

- (2) 過疎化・高齢化が進行する農村地域において定住促進を図るため、生活環境の向上や定住条件の改善等の生活環境基盤整備の推進に格段の配慮をすること。
- (3) 農業の生産条件が不利な中山間地域において、生産活動の維持や定住の促進を図るため、農業生産基盤と生活環境基盤の一体的な整備の推進に格段の配慮をすること。

7 新たな担い手の確保・育成

- (1) 就農希望者や新規就農者に対する「青年就農給付金」について、十分な財源措置を講じるとともに、経営開始に当たっての施設整備等への支援や、中国地方で重点的に育成に取り組んでいる集落営農法人への就業支援策など、新たな担い手の確保・育成のための施策の一層の充実を図ること。
- (2) 集落営農による地域の効率的な土地利用を図るため、特定農業法人や認定農業者に対する税制上の特例措置や支援策等を充実強化すること。
- (3) 新規漁業就業者対策については、特に収入が不安定な就業直後の給付金制度を創設するなど、漁業技術の習得から着業まで一貫した支援体制を整備すること。また、漁業への着業率が高い漁家子弟に対する就業支援制度を拡充し、持続的な担い手づくりの体制を整備すること。

8 農業協同組合の見直しについて

農業協同組合の見直しにあたっては、農業改革を推進する上で農業協同組合が果たす役割を踏まえつつ、中山間地域の実情などにも配慮し、農業者、農業団体、住民など地域の意見を踏まえたものとする。

9 家畜飼料の国内自給率の向上

- (1) 配合飼料高騰対策として、飼料用米及び食品残さやDDGS（穀類蒸留粕）等の家畜飼料への活用等、濃厚飼料の国内生産に必要な技術の確立と支援措置を積極的に講じること。
- (2) 自給飼料生産の拡大を図るため、攻めの農林水産業に基づく新たな制度においても、引き続き各種支援措置の実施・充実強化を図ること。

10 環太平洋連携協定（TPP）等貿易自由化交渉への対応

- (1) 環太平洋連携協定（TPP）をはじめとする経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）への参加交渉に当たっては、我が国の食料安全保障や農林水産業に悪影響を及ぼさないよう十分に配慮すること。
- (2) TPP協定参加の可否については、都道府県など地方の意見を十分に聴き、国民合意を得た上で判断すること。交渉に当たり、特に影響が大きい農林水産業については、将来にわたって持続的に発展していけるよう全力を尽くすこと。

11 国による関与・義務付けの廃止・縮小

- (1) 地方が農業再生に向けた施策を、主体的かつ積極的に実施できるように、地方への権限及び財源移譲を基本として、例えば、農地の管理・利活用は地方が主体となつて行えるよう農地転用制度の見直しを図るなど、国の関与を廃止し、地方の裁量範囲の拡大及び事務の簡素化を図ること。

- (2) 国と地方の役割分担を踏まえ、国が直接実施するなど、地方分権改革の趣旨に沿わない事業を創設しないことに加え、類似の事業については整理を行うこと。

12 林業・木材産業の成長産業化に向けた対策の充実

- (1) 地域の創意工夫のもと、木材の生産、流通・加工、利用対策に中期的かつ総合的に取り組み、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、基金の拡充を図る等、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、必要な財源を確保すること。
- (2) 「地球温暖化対策のための税」の用途を森林吸収源対策にも拡大することなど、二酸化炭素の吸収、化石燃料代替をはじめとする森林が有する公益的機能に着目した、新たな財源確保策の導入による森林整備の社会システムを構築し、県営林・公社造林等も含めた森林整備全体に対する支援制度を創設することにより、森林整備・伐採・再造林という循環型林業の実現を図ること。また、森林吸収源対策に係る施策を地域において総合的に進めるため、森林面積等に応じた交付金を創設するなど、その財源を地方公共団体に配分する仕組みを構築すること。
- (3) 土地の境界の明確化を図る地籍調査事業の促進を図ること。

13 公的造林事業の推進

- (1) 森林の公益的機能の発揮を確保していく上で重要である森林整備法人等の役割を明確化するとともに、森林整備法人等の財政基盤を確立するため、株式会社日本政策金融公庫資金の貸付利率の引下げ、伐期の長期化に伴って増加する利息負担を軽減する措置及び既往貸付金の返済負担軽減措置を実施すること。
- (2) 森林整備活性化資金の融資条件を改善すること。
- (3) 国が目指している公益的機能に配慮した長期・非皆伐施業への転換に必要な分収契約の円滑な変更のため、契約の相手方(相続人を含む)の過半数の同意により、契約変更が円滑に行えるよう「分収林特別措置法」の改正等制度の見直しを行うこと。

14 松くい虫防除事業の推進

松くい虫被害対策については、環境に配慮した防除と被害跡地対策を緊急に実施するための所要の財源の確保と総合的な防除技術の開発を行うこと。

15 燃油価格高騰対策

- (1) 生産コストの上昇が価格に適正に反映されるよう、流通業界や消費者等の理解醸成を図るとともに、具体的な仕組みづくりを進めること。
- (2) 燃油や生産資材価格の高騰により、経営が圧迫されている農林水産業者の経営安定を図るため、現行の燃油価格高騰緊急対策を継続的でわかりやすいセーフティネット対策に改善すること。
- (3) 安定的な生産活動に必要な燃油や資材の確保を図ること。

16 漁業の資源管理・収入安定対策の推進

漁業の「資源管理・収入安定対策」について、持続可能な漁業経営体の育成を促進するため、十分な所得が安定的に補償されるよう、より一層の対策の充実を図ること。

17 水産資源の管理・回復

- (1) 水産資源の持続的利用を推進するため、資源動向の調査研究、漁業者による資源管理・回復への取組に対する支援を強化すること。
- (2) 海水温の上昇や中国漁船等による資源状況の悪化に対応するため、国と地方が連携した海洋調査体制を強化すること。
- (3) 種苗生産施設の整備・拡充に対する支援を継続するとともに、広域回遊種を対象とする資源管理や栽培漁業については、国の主導による実施推進体制を構築すること。

Ⅲ 国土交通関係

5 高速道路ネットワーク等の整備促進

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、国土交通省)

【理由】

道路は、国民生活の向上、経済社会の発展に不可欠な、最も基本的な社会基盤であり、特に、国の骨格を形成する高速道路は、「中国地方の自立ある発展」の実現はもとより、大規模災害時や緊急医療、有事の際の国民保護活動等において国民生活を支える不可欠な社会資本である。

高速道路ネットワークについては、東日本大震災や山口・島根豪雨を通じて、『命の道』としての重要性が改めて認識されたところであるが、中国地方の高速道路ネットワークには依然として山陰道をはじめとするミッシングリンクが存在しており、大規模災害時における住民の安全・安心な生活を脅かしているだけでなく、物流の寸断によって、中国地方のみに留まらず、日本全体の社会経済活動に深刻な影響を及ぼす恐れがある。

については、今後も大規模災害が想定される我が国において、災害に強い国土基盤を構築するため、国家戦略として、国の責任において、高速道路ネットワークの整備を早期にかつ優先的に行うべきである。

さらに、高速道路ネットワークと一体となって地域や物流拠点間の連携を強化する地域高規格道路をはじめ、地方が真に必要とする道路整備を主体的かつ計画的に実現できるよう、道路整備に係る予算の充実及び安定的な確保を図るべきであり、次の事項について強く要請する。

【提案】

1 高速道路ネットワークの早期整備

中国地方の高速道路ネットワークには、依然として山陰道をはじめとするミッシングリンクが存在していることから、「中国地方の自立ある発展」の実現はもとより、災害に強い国土構造を構築するため、また、日本海側と瀬戸内海側の連携を強化するため、事業中区間の一層の整備促進と未事業化区間の早期事業化を図ること。さらには、中国横断自動車道岡山米子線など暫定2車線供用区間の早期4車線化を図ること。

2 高速道路の利用促進

円滑な物流の確保や交流人口の拡大による産業・観光の振興など、地域の活性化に資する高速道路の利用を促進するため、スマートインターチェンジ等の整備を促進するとともに、高速道路料金の更なる改善を行うこと。

なお、これらの実施に当たっては、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼすことのないよう必要な財源を確保すること。

また、影響を受ける鉄道、フェリー、高速バス等の公共交通機関に対して十分な対策を講ずること。

3 地域高規格道路等の整備促進

大規模災害時における緊急輸送道路や迂回路としての役割を担うとともに、高速道路ネットワークと一体となって地域の交流・連携の強化や広域的な交通拠点である空港・港湾等へのアクセス性の向上に資する地域高規格道路や主要な国道・地方道の整備を促進すること。

4 安全・安心で災害に強い道路の整備促進

道路が、緊急輸送道路や迂回路として、大規模災害時にその本来の機能を十分に発揮するため、橋梁やトンネルの耐震化や長寿命化対策などを一層促進すること。

5 真に必要な道路整備のための予算確保

国、地方がそれぞれの役割に応じて災害に強い国土づくりのための道路整備を計画的に進められるよう、必要な道路整備予算の総額を十分確保すること。

とりわけ、社会資本整備総合交付金については、地方が真に必要なとする道路整備を主体的かつ計画的に実現できるよう、国費の配分基準を明確にし、地方の実情に即した配分とするとともに、交付金の県・市町配分については地方が主体的に行えるよう配慮すること。

6 港湾整備事業の推進

(総務省、財務省、国土交通省)

【理由】

港湾は、地域の振興、地域経済の活性化を図り、国土の均衡ある発展を図る上で重要な社会資本であり、近年の船舶の大型化に的確に対応し、モーダルシフトの進展やコンテナ輸送の増大などの輸送革新に対しても積極的に対処するなど、物流の効率化を図るため積極的な施設整備や制度の充実を図っていく必要がある。

また、美しい自然環境と歴史的風致を有する日本海や瀬戸内海の多様な資源を生かして、住民が海に親しみを覚え、うるおい豊かな生活環境を実現するウォーターフロントの創出を図っていくことも重要である。

加えて、災害時の海上輸送網を確保するための港湾の整備も急を要する課題である。

このためには、港湾の整備・充実を積極的に推進していくことが不可欠である。

さらに、国際的港湾保安対策の要請の高まりから、港湾の保安対策のレベルが国際競争力の新たな指標となる時代へ速やかに対応することが必要である。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 国際拠点港湾及び重要港湾の整備拡充

東アジア各地域の目覚ましい成長を取り込み、中国地方の産業の国際競争力の強化に資する物流基盤の充実を図るため、必要な予算を確保するとともに、臨海部の賑わい創出による都市の再生や、循環型社会の構築を通じて、より良い暮らしの実現を図る観点から、緊急かつ円滑な港湾整備を促進すること。

また、港湾運営会社制度を有効に活用し、コンテナ輸送の円滑化やターミナルコストの削減を図るため、港湾運営会社が整備する荷さばき施設等についても、固定資産税等の軽減措置を受けることができるよう、現行の地方税法施行規則等の制度改正を行うこと。

2 国際バルク戦略港湾の推進及び日本海側拠点港の形成

資源等の国際バルク貨物の大型船舶による一括大量輸送を可能とし、安価かつ安定的な輸送を実現するため、「国際バルク戦略港湾」に選定された水島港、福山港、徳山下松港・宇部港の必要な施設整備及び諸規制の緩和等について、地方の意見や実情に十分配慮して制度を設計し、推進するとともに、「特定貨物輸入拠点港湾」にすべての選定港を指定し、支援措置の拡充を図ること。

また、日本海側港湾の国際競争力の強化及び太平洋側港湾との機能分担・相互補完による災害時におけるリダンダンシーを確保するとともに、日本海地域の経済発展に貢献するため、「日本海側拠点港」に選定された下関港、境港、浜田港の港湾機能の充実・強化を図ること。

3 地方港湾の整備充実

生活関連施設や観光拠点としての機能を持つ地方港湾や物流拠点として重要な役割が期待される地方港湾にあつては、地域の産業や生活、観光を支える基盤整備が必要であることから、当面、国の公共事業予算の配分基準の見直しを行い、港整備交付金制度の拡充を図るなど、地方が必要とする港湾整備を促進すること。

4 維持修繕事業の充実

- (1) 既存の港湾施設の長寿命化を図り必要な機能を維持するとともに、最有効活用を図る観点から、港湾管理者が維持管理計画に基づく自主的・自立的な施設管理を行えるよう現行制度の改善を図ること。
- (2) 特に国有施設については、港湾管理者の負担を軽減する観点からも、国がその維持修繕についても一定の責任を果たすこと。

5 港湾の保安対策の充実・強化

平成14年12月のIMO(国際海事機関)における国際条約の改正を踏まえ、港湾施設の保安対策を的確に実施するため、港湾管理者の負担を軽減しつつ保安体制の充実・強化を図ること。

7 地方交通基盤の整備

(総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)

【理由】

地方における公共交通機関の運行維持とサービスの改善は、地域住民の安定した生活を確保し、定住条件を確立するのみならず、国土全体のバランスのとれた交通体系の整備を図るためにも必要不可欠なものである。

また、高速鉄道網の整備として、山陰新幹線、中四国横断新幹線の整備とその実現のためのフリーゲージトレイン（軌間可変電車）の段階的整備は、東日本大震災を契機としてその重要性が改めて認識された西日本の補完性・代替性（リダンダンシー）の確保のため、また、中国地方のみならず四国地方を含めた新たな経済文化圏を形成し、活力を高めるために必要である。

高速道路の料金引下げは、広域的な交流・連携を促進し、地域の活性化につながる半面、本四間フェリーなど他の交通機関に大きな影響を与えていることから、事業者が持続的に経営できるよう、支援措置が必要である。

各県の地方空港は、それぞれの地域の発展と自立に極めて重要な役割を担っている。一方、各空港への航空路線については、民間航空会社の事業として運航されているが、最近の地方航空路線を取り巻く環境は極めて厳しく、地方による努力だけでは維持が困難な路線もある。

地方空港の国際化や利用者のニーズ、更には今後の利用客の増大に対応するため、空港施設の拡充・整備が必要であるが、「社会資本整備事業特別会計空港整備勘定」において、地方空港整備のための財政措置が抑制されている。

また、施設の老朽化対策、耐震化・浸水対策や、C I Q（税関、入国管理、検疫、動物検疫、植物検疫）体制の整備・充実が不可欠である。

また、境港や浜田港など日本海沿岸を中心とした地域は、韓国、中国、ロシアなどに向け地理的な優位性があり、北東アジア諸国を結ぶ玄関口（ゲートウェイ）と位置付けることができる。両港には環日本海貨客船やR O / R O船が就航しているが、各国の通関制度、手続きに違いがあるなど、効率的な国際物流を進める上で障壁が多い状況である。

さらに、近年の東アジア地域での国際クルーズ需要の拡大で、大型の国際クルーズ船の寄港が年々増加、今後も増加していく予定であり、これに対応するC I Q体制や、観光客を迎えるのに必要な周辺環境を整備することが必要である。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 J R在来線の輸送力の増強

J R在来線の高速化等輸送力の増強及び利便性の向上を促進すること。

2 J R地方交通線の維持存続

J R地方交通線の維持存続に向けて、利便性及び安全性の向上に対する指導及び支援を行うこと。

3 高速鉄道網の整備

山陰新幹線、中四国横断新幹線は基本計画線に位置付けられており、中国地方の一体的かつ均衡ある発展を図るため、また、今後の大規模災害に対応できる国土基盤を構築するため、山陽側と山陰側が相互に補完しあう複軸型国土構造への転換を図るよう具体的検討を行うこと。また、新幹線実現までの段階的な整備として、フリーゲージトレインの実用化に向けた研究開発の更なる促進を図るとともに、建設事業費への新たな財政支援制度を創設すること。

4 地域の実情に応じた生活交通の確保

過疎・中山間地などの地方バス路線等生活交通の維持・確保のため、地域の実情を踏まえた適切な支援を講じること。また、燃料価格高騰に伴う経常経費の増加を踏まえ、適切な支援を講じること。

5 地方鉄道の維持存続及び安全確保対策

第三セクター等地方鉄道路線の経営安定化や鉄道軌道安全輸送設備等の整備に向け、支援制度の充実・強化を図ること。

6 離島航路の維持

離島航路の維持に必要な支援制度の充実・強化を図ること。また、燃料価格高騰に伴う経常経費の増加を踏まえ、適切な支援を講じること。

7 フェリー等への支援

平成26年度から導入された国の高速道路等の料金施策により影響を受けるフェリー等の公共交通機関に対して、十分な対策を講じること。

また、地方が当面の措置として単独で支援策を講じる場合も、国の責任において、適切な財政措置を講じること。

8 地方空港の施設拡充及び整備の促進

就航率の向上、運航遅延の解消等のため、空港整備に関する特別会計への一般財源の投入を拡大し、地方空港の施設拡充・整備を促進すること。

9 空港機能の健全な保全

滑走路等の空港基本施設、アクセス施設（トンネル・橋梁）、護岸等の耐震化・浸水対策を促進するとともに、老朽化した既存施設の適切な維持・更新により空港機能を健全に保持すること。

10 地方航空路線の維持

(1) 地方航空路線を維持するため、地元自治体が行きとる事業について、新たな財政支援制度を創設すること。

(2) 地方航空路線を維持するため、国も一定の責任を負うとともに、運航事業者も含めた協議の場を設けるなど、新たな仕組みづくりを行うこと。

11 C I Qなどの受入体制の整備

- (1) 空港の早朝・夜間の混雑時をはじめ、国際チャーター便の就航時や港湾の大型国際クルーズ船入港時に柔軟な対応が図られるようC I Q体制を整備し、要員の強化を図ること。地方公共団体との連携・協力の下、C I Q退職職員の効率的な再雇用を図るとともに、広域的・効率的な活用やその仕組みづくり等、具体的な改善策を早期に樹立すること。
- (2) 港でのおもてなし等の受入体制を万全にするために、周辺環境等の整備に対する支援措置を拡充すること。

12 国際物流環境の整備

- (1) 北東アジア各国間において、C I Q体制を充実させるとともに、迅速な手続きを確保すること。
- (2) 特に、ウラジオストク港において、通関手続きの透明化と迅速な対応について、ロシア政府に働きかけること。

8 離島・中山間地域の総合対策の充実強化

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

【理 由】

中山間地域は、農地、森林等の資源を多く有し、食料・水・エネルギーの供給、二酸化炭素の吸収、土砂災害の防止、水源のかん養、美しい景観の保全などを通じて、都市住民の生活や産業活動を支えるとともに、健全な国土の形成に寄与している。

また、豊かな自然・歴史・文化・伝統と温もりのある人間関係が残る貴重な地域であり、訪れる都市の人々に潤いと癒しをもたらしている。

しかしながら、若年者をはじめとする人口の流出、農林水産業の衰退、集落機能の低下、医師不足、生活交通問題、情報通信格差、学校教育環境の維持などの新たな課題が顕在化し、消滅の危機に瀕する集落も多数生じているなど、中山間地域は、住民生活の維持さえ困難な極めて厳しい状況となっている。

人口減少・超高齢社会に突入した我が国が、真に豊かな国家としてあり続けるためには、都市部と中山間地域が相互に補完・共生する関係を構築し、各地域が自らの特性を生かしつつ、健全にバランスよく発展していくことが重要である。

このため、中山間地域の存在意義や実情を踏まえ、国において、中山間地域の活性化のための総合的な施策を推進することが必要である。

また、離島地域は、本土に比べ道路整備・污水处理施設整備などの生活基盤整備がいまだに遅れており、海上輸送のコスト高が、観光振興・産業振興・定住施策等の離島振興を妨げる大きな要因の一つともなっている。

これまで離島振興法によって生活条件の改善、産業基盤の整備など様々な地域振興施策に取り組み、一定の成果を挙げてきたところであり、この度の法改正による離島振興施策の基本理念及び国の責務の明確化などを踏まえ、引き続き国において離島地域の振興を推進することが必要である。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 総合的な窓口の設置等

中山間地域の概念を統一し、省庁間の調整を行う総合的な窓口を設けるとともに、中山間地域の維持・活性化に向けた基本方針を定めること。

2 国庫補助事業の弾力的運用

中山間地域の市町村は財政力が弱いことから、特性に応じた事業が実施できるよう、所要の財源を確保するとともに、地域差による採択要件の設定、補助対象の制限緩和など、国庫補助事業の弾力的な運用を図ること。

3 改正離島振興法に基づく支援施策等の充実・強化

離島振興法において、離島が我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役

割を果たしていることや、離島振興に必要な施策を国の責務において実施することなどが明確化されたことを踏まえ、同法に基づく施策を円滑に実施できるよう、支援制度の充実を図るとともに、国境に位置する離島の保全・振興に関して必要な制度の創設を行うこと。

また、国境に位置する離島については、領土保全という重要な役割を考慮し、国境離島に係る新法の制定や新設された離島活性化交付金をはじめ、十分な予算額の確保など、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講ずること。

4 都市住民の交流や移住の促進

都市住民と中山間地域の交流や移住を促進するため、移転者に対する税制上の特例や中山間地域の地方公共団体が進める交流・移住施策に要する財源を措置すること。

また、企業が中山間地域で社会貢献や交流活動を推進するよう、経済団体の理解の下、全国組織「移住・交流推進機構」等の活動を通じ、国民的な運動として進めること。

5 地域資源を活用した産業振興施策の充実強化

中山間地域での定住に不可欠な安定的な所得を確保できる雇用の場づくりのため農林水産業と他産業との融合・複合化による新たな産業興しや地域資源を活用した産業振興に向けた生産体制整備、商品開発及び販路開拓などへの支援策を一層充実・強化すること。

6 企業立地の促進等による雇用の場の確保・創出

中山間地域において、魅力ある雇用の場を確保・創出するため、中山間地域に立地する企業に対して、土地、建物、構築物、機械設備等の投下固定資本への助成や低利融資等を行う制度を創設するなど、中山間地域における企業立地の促進のための抜本的な産業政策を講ずること。

7 野生鳥獣被害防止対策の充実

近年、中山間地域においては、イノシシ、ニホンジカ、カワウなど、野生鳥獣の個体数の増加や分布の拡大による農林水産業、生活環境等への被害が依然として続いている。

また、これら鳥獣の生息域近隣で暮らしている地元住民は、実質的被害、精神的被害を受け、被害防止のための対策に疲弊している。

野生鳥獣による被害の根本的解決を図るため、関係省庁の密接な連携のもと、科学的・計画的な保護管理技術等を早期に確立するとともに、必要な予算確保と実効性ある被害防止対策を講ずること。

また、「鳥獣被害防止総合対策交付金」については、引き続き財源の安定確保を図るとともに、ソフト対策については従来通り定額助成とし、地域の期待が大きいモンキーダッグの育成支援は、単年度限りとせず継続的に育成できるようにすること。

さらに、鳥獣保護法の一部改正により、都道府県が実施する捕獲事業等が創設されるが、その実効性を確保し、鳥獣の捕獲等の一層の促進や担い手の育成を図るため、鳥獣の捕獲等における国・都道府県・市町村の役割分担を明確にするこ

と。また、具体的な制度設計に際して、都道府県や市町村等の意見を十分に聴いた上で、実態に即した運用が可能となるように配慮するとともに、都道府県に新たに発生する事務・事業に要する経費について確実な財源措置を講じること。

8 農林地の所有権の在り方の再構築

集落規模が縮小していく中、所有者が不在の農地や森林及び宅地・家屋が増えるとともに、境界の確認も困難になりつつある。こうした実態を把握し、今後の所有権と利用・保全の在り方について、早期に検討を進めること。

9 小規模高校における教育環境の整備

中山間地域の小規模高校における教育環境整備のため、教員の定数加配措置を行うこと。

10 環境学習や体験プログラムの推進

中山間地域が持つ公益的機能についての国民的合意形成のため、環境学習や体験プログラムの実施を積極的に推進すること。

11 地域コミュニティ組織による生活サービス事業の実施等の促進

生活店舗の閉鎖や生活路線バスの減便などが続く中山間地域においては、地域コミュニティ組織などの自治組織が生活サービス事業を実施する事例が増えつつあるが、その多くは財政基盤が脆弱な任意団体である一方、法人化に当たり、自治組織としての性格を安定的に維持できる法人制度がないことから、事業の実施や拡充が促進されるよう、適切な法制度の整備及び税財政・金融上の優遇措置について、早期に検討を進めること。

9 高度情報化の推進

(内閣官房、総務省)

【理由】

活力に満ちた地域づくりを進めるため、情報通信技術を住民生活や生産活動に関わる様々な分野で活用し、生活の利便性の向上や地域・産業の活性化を図ることが重要な課題となっている。

国においては、「世界最先端 I T 国家創造宣言」に基づき、革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現や健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会、公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現などに積極的に取り組んでいるところであるが、その前提として、地理的情報通信格差の是正を図るとともに、安全性の高い情報通信基盤の整備及び地域の高度情報化に対して、国による一層の支援が必要である。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 社会保障・税番号制度への対応

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に向けて、地方公共団体の円滑な対応を図るための説明会の開催や政省令・スケジュール等の早期提示を行うこと。

システム及びネットワークの構築・改修等に要する経費については、マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、国が全額を負担し、経費的な面から制度の円滑な導入に支障が生じることがないように、必要かつ十分な財源措置を講じること。

これに併せ、公的個人認証サービスの普及推進や、国と地方公共団体の負担の在り方について、抜本的な見直しを図ること。

2 地域情報通信基盤整備に対する支援の拡充

中山間・過疎地域などにおける情報通信格差の是正を図るため、地方公共団体におけるインフラ整備に対する支援措置を継続するとともに、伝送路及びネットワーク機器の更新等についても、負担軽減のための新たな支援措置を講じること。

また、条件不利地域における民間通信事業者の設備投資を促進するための投資促進税制等の支援制度の拡充を、地域の安全・安心のより一層の確保を図るため、安全性強化など災害に強い情報通信基盤・地域公共ネットワークの構築（既存施設の改修を含む）に係る支援策を講じること。

3 携帯電話不感地域の解消策の充実

携帯電話不感地域解消の促進、事業者の一層の負担軽減を図るため、過疎債等を活用した地方単独事業については、市町村負担全額に対して過疎債充当を認め

ることも含め、地域の実情に応じて実施できるようにすること。

また、携帯電話等エリア整備事業の鉄塔整備については、補助対象範囲の拡充などにより初期費用の軽減を図るとともに、事業者のランニング経費についても支援措置を講じること。

4 電子自治体の推進

行政手続の電子化による行政サービスの向上と効率化を進めるため、法制度や制度運用上の問題点を改善するための取組の充実を図ること。

5 ICTの利活用の推進

整備の進んだブロードバンド環境下において、無線等の新技術や、地域によって未使用となっている周波数（ホワイトスペース）を有効活用した研究開発を推進するとともに、教育・医療分野の情報化など地域においてICTを活用した先進的な取組が広く展開されるよう、モデル事業などの充実を図ること。

また、国等が保有するデータ（公共データ）の活用に向けた具体的方向性を実現するための施策を検討するとともに、地方公共団体が保有する公共データのオープンデータ化を支援すること。

6 電気通信事業における地域格差を生じさせない対策の実施

住民の日常生活に不可欠なものとなっている電気通信サービスについて、地域格差が生じないように、適切、公平かつ安定的な提供を確保するための適切な措置を講じること。

7 地上テレビジョン放送のデジタル化に係る必要な措置

地上デジタル放送への完全移行への対応として、衛星利用による暫定的な難視聴対策を余儀なくされた地域については、恒久的対策が確実に実行されたことが認められるまでは、引き続き衛星利用による暫定的な難視聴対策を継続するとともに、国及び放送事業者の負担と責任において、早急に恒久的対策を講じること。

また、地上デジタル放送に対する相談、対応窓口を引き続き設置するなど、国の責任において必要な支援を実施するとともに、各難視地域の住民や関係地方公共団体に対して、適切な情報の提供に努めること。

10 外国人観光旅客の誘致促進

(国土交通省、観光庁)

【理由】

中国地方は、中国、朝鮮半島に近接した地理的優位性を背景に、古くから東アジアとの文化・経済に関する深い関わりを有し、東アジア各国との国際航空路線やフェリー航路が就航している。また、日本海や瀬戸内海をはじめ、豊かな自然環境や景観に恵まれ、伝統芸能や食文化、世界文化遺産など全国に誇れる地域を多く有している。

一方で、中国地方への外国人観光旅客の全国の宿泊者数に占める割合は2パーセント未満にとどまっており、国外における認知度は低い状況にある。

そのような中、2020年の第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の開催都市が東京に決定し、日本全体の認知度が高まり、観光へのニーズも高まることが予想されることから、中国地方にとっても、世界各国から訪れる多数の外国人に情報発信し、呼び込んでいく絶好の機会でもある。

オリンピック・パラリンピックの開催による効果を東京のみならず、全国へ波及させ、また、中国地方の多様な地域資源、特色を活かした新たな広域観光を創出・発信し、中国地方が一体となって国内外の観光客への誘致促進に取り組むため、次の事項について、強く要請する。

【提案】

1 東京オリンピック・パラリンピック効果の地方への波及を促す取組強化

- (1) 全国各地の観光資源の魅力や旅行情報の発信をするなど地方を取り上げたプロモーションを強化し、日本全体の発展に繋がる関連事業を実施すること。
- (2) ビジット・ジャパン地方連携事業の対象国や算定対象経費などの採択要件を緩和するとともに、予算額の拡充を行うこと。
- (3) 訪日する外国人観光旅客に質の高いおもてなしを提供できるように、地方が実施する多言語案内板の設置、無料公衆無線 LAN 等のインフラ整備に対する支援を行うこと。

2 サイクリングを核とした観光振興に対する支援

- (1) 世界に誇りうる質の高いサイクリングロードに対する認定制度（ナショナルサイクリングロード（仮称））を創設するとともに、国内外へ効果的な情報発信を行うこと。
- (2) 国内外のサイクリング客に安心かつ快適な利用環境を提供できるよう、国としての積極的な支援（財政支援等）を行うこと。

3 観光立国に向けた空港・港湾における訪日観光客の入国手続き改善等

観光立国確立に向け、空港や港湾における訪日観光客のスムーズな入国審査など手続の改善等を進めるとともに、今後の更なる訪日観光客の増加を図るため、訪日短期滞在ビザ免除対象国の拡充、訪日個人旅行の促進、国際会議等 M I C E の誘致、送客元の多様化など、積極的な対策を実施すること。

IV 社会・文教関係

11 保健・医療・福祉の充実等

(総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省)

【理由】

急速な少子・高齢化の進行を背景に、認知症や寝たきりなど要介護者が増加する中で、すべての人が健康で安心して暮らせるいきいきとした社会を実現するためには、介護保険制度の円滑な運営、認知症高齢者対策や高齢者の住まいの確保対策の充実が必要である。

一方、中山間地域が大半を占める中国地方では、高齢者の8割強を占める健康な高齢者が地域社会を支える役割を積極的に担うシステムづくりの必要性が高い。

また、国においては、いわゆる一次予防の重点的な推進と生活の質の向上を目指した国民健康づくり運動（健康日本21）を平成12年度から推進されているが、この運動の目標を達成するためには、国・地方を通じ、行政や民間等多様な実施主体の連携による健康づくりを総合的に支援する社会環境の整備を進めていくことが不可欠である。

国は、医療費適正化の推進について、生活習慣病予防対策を主要な課題として位置付けているが、地方公共団体や医療保険者等が効率的な健康増進、疾病予防対策を推進できるよう地域・職域保健の連携の強化が必要である。

介護保険制度については、平成27年度に制度改正が予定されているが、安定的な運営を推進するためには、介護人材の確保に向けた従事者に対する処遇改善等への的確な対応や、増大する介護給付費に対応した国の財政措置が必要である。

障害者施策については、平成25年4月に、障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法が施行されたところであるが、都道府県、市町村、当事者団体等と十分意見交換しながら、計画的・段階的に制度設計を行い、具体的な工程表を示すとともに、地方公共団体が安定的に事業実施できるよう必要な財源措置を講ずる必要がある。

また、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害者基本法に定める障害者への差別禁止の原則が具体化されることとなるが、音声言語中心の社会はろう者の情報取得や意思疎通を阻む原因となっており、ろう者が暮らしやすい環境づくりを進めるためには、手話に関する個別法の制定が必要である。

子ども・子育てに関する新たな支援制度については、関連3法の成立を受け、実施に向けた具体的な制度内容が検討されているが、実施に伴い必要となる財源の確保を確実にを行うとともに、地方の実情に応じた制度とする必要がある。

子育て支援施策については、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進していくことが極めて重要な課題である。とりわけ、合計特殊出生率は依然として低い水準にとどまっていることを踏まえ、国・地方公共団体・事業者が一体となった総合的、計画的な少子化対策を一層推進していく必要がある。

社会的養護については、「社会的養護の課題と将来像」が取りまとめられ、児童養護施設等の小規模化や家庭的養護の推進など、今後十数年先の方向性が示された。そこで、これに伴う職員配置基準等の改善時期や財源の確保など、国としての中長期的な対応方策を示すとともに、計画的に社会的養護の充実を図る必要がある。

また、児童虐待防止法等の改正により、市町村や児童相談所の果たす役割が重要化されるとともに、児童虐待に係る相談や通告の取扱件数や被虐待児の増加により、児童養護施設等も含めた体制の強化等を図る必要がある。

近年、DV被害者相談が急速に増加してきており、迅速かつ広域的に対応できる体制を推進していくことは極めて重要な課題となっている。DVに関しては、広域的な対応が必要であるとともに、基本的人権を保障する上で国レベルでの統一した基準を設け、ナショナルミニマムを確保する必要がある。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 生涯現役社会づくりの推進

「高齢者の世紀」といわれる今世紀にあっては、高齢者を豊かな能力と意欲を持つ者としてとらえ、生涯を通じ、地域社会の一員としての社会参画の推進を図る必要がある。

こうした生涯現役社会の実現に向け、中高年からの健康づくりや社会参画の仕組みづくりについての省庁横断的な具体的対策を策定すること。

2 認知症高齢者対策の確立

- (1) 深刻化する認知症高齢者問題に対処するため、発症予防や治療に関する調査研究の積極的な推進、医療・介護現場の実態を踏まえた人材の確保と資質向上、地域における支援体制の構築に向けた、具体的な施策の検討を行うとともに、診療報酬や介護報酬への適切な評価についても検討を行うこと。
- (2) 認知症介護指導者養成研修については、今後、受講者の増加が見込まれることから、研修機会の拡大とともに、研修場所の地理的な配慮など受講者の負担軽減を図ること。
- (3) 認知症高齢者の行方不明について、行方不明に係る迅速な情報の共有化など全国的な対応を講ずること。また、徘徊した認知症高齢者等を早期に発見するため、地域で見守る環境づくりや広域連携の取組に対する支援を行うこと。

3 高齢者の住まい対策

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅については、利用者処遇が適切に確保できるよう設備、人員等基準について、具体的な基準の解釈を示すなどの方策を講じるとともに、指導監督権限を明確にすること。

4 保健・医療・福祉施策の充実

- (1) 壮年期からの健康づくりを着実に推進するため、市町村の健康増進事業のための適切な支援を行うとともに、十分な財源を確保すること。
- (2) 医療従事者の安定的確保のため、医師をはじめとし、保健師、助産師、看護師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士等の養成及

び資質向上対策を充実し、その確保定着対策を推進すること。

- (3) 社会福祉施設職員等社会福祉事業従事者の安定的確保のため、人材養成及び資質向上対策を充実し、その確保・定着を図ること。
- (4) 生活福祉資金貸付事業「不動産担保型生活資金」について、不動産に係る債権管理及び処分を行う全国的な機関を整備するとともに、貸付元利金が回収できない場合の国による原資補てんを行うこと。
- (5) 介護保険や医療保険における低所得者への負担軽減制度については、社会保障制度改革における議論の中で、抜本的な対策を検討すること。
- (6) ひきこもりやニートなど社会参加・自立が困難な子ども・若者に対する相談・支援体制の整備を図るため、市町村や民間の支援機関への財政支援の拡充など、支援施策を充実するために必要な措置を講じること。

5 健康づくり対策の充実及び健康増進・疾病予防対策の推進

- (1) 効果的な運動の推進を図るため、地域の健康づくり活動の核となる保健師、管理栄養士等の確保や民間ボランティア組織に対する支援の充実を図ること。
- (2) 「健康日本21」に掲げる目標値等の達成を図るため、地方公共団体や医療保険者、健康づくり関係団体等が実施する普及啓発活動、健康教育、人材・グループ養成、技術・情報支援、その他施設整備も含めた環境整備等の健康づくり事業に対する技術的支援の充実と財源措置を図ること。
- (3) 生涯を通じた健康づくり支援等が行えるよう、高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法、労働安全衛生法などに基づく制度間の整合に配慮するとともに、効率的な健康増進・疾病予防対策が図れるよう地域・職域保健の連携の強化を推進すること。

6 特定健康診査・特定保健指導の充実

- (1) 特定健診の評価や特定保健指導の方法について科学的な実証の積上げを行い、地方自治体等に対し、情報の提供を行うこと。
- (2) 受診率向上のため、受診内容が受診者にとって魅力的なものになるよう科学的根拠を踏まえつつ健診項目を見直すこと。
- (3) 健診や保健指導のデータを早期に地方自治体で利活用できるようデータ集計の流れを改めるとともに、国での分析結果を早期に還元し、施策の企画立案や行政指導に活用できるようにすること。

7 がん検診の実施主体等の法的位置付けの明確化

効果的・効率的な受診勧奨を実施するために、特定健診と同様に、検診実施者の役割や検診対象者等を含め、がん検診の実施範囲について法的に明確に位置付けること。

また、検診実施者間の情報共有が可能となるよう、法整備を行うこと。

8 予防接種実施支援の充実

- (1) 子宮頸がん予防ワクチン、H i b ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンは、平成25年度から定期接種の対象となり、水痘ワクチン及び成人用肺炎球菌ワクチンは、平成26年度中に定期接種の対象となる予定である。については、厚生労働省で検討が進められている残りのワクチン（おたふくかぜ、B型肝炎及びロタワ

- クチン)についても、早期に結論を出すこと。
- (2) 定期接種化される予防接種に係る費用については、全国一律に予防接種が推進されるよう国において適切な財源措置を行うこと。

9 ハンセン病問題対策の推進

- (1) ハンセン病問題についての正しい理解の全国的な普及啓発活動や社会復帰の実現に全力で取り組むこと。
- (2) ハンセン病患者・回復者の方々に対する偏見・差別の解消や社会復帰を希望される方々への支援に対し、ハンセン病療養所においても十分な支援・協力を行うこと。
- (3) ハンセン病療養所が保有する史料の保全のための措置を講じるとともに、各療養所の将来構想の実現に向けて全力で取り組むこと。

10 介護保険制度の円滑な運営のための支援等

- (1) 平成24年4月の介護報酬改定においては、従来の処遇改善交付金に相当する金額が盛り込まれたところであるが、次期改定以降においても、介護職員の賃金水準を適正に評価した報酬となるよう、引き続き制度の維持を図ること。
- (2) 介護給付費の増大が見込まれることから、被保険者の負担軽減や地方公共団体の財政負担に対する十分な財政措置を講じること。

11 障害者施策の充実

- (1) 障害児の利用者負担を算定する際の世帯の範囲が、世帯全員とされているのに対し、障害者の利用者負担の場合は本人及び配偶者とされており、また、保育所の保育料の場合は原則として保護者とされ、不均衡が生じている。ついては、障害児の利用者負担を算定する場合の世帯の範囲も保護者のみとすること。また、障害児通所支援に係る利用者負担については、新たに多子軽減措置の制度が設けられたところであるが、障害児通所支援を利用していても減免の対象とならないケースがあることから、軽減対象となるケースを拡大するよう、制度内容を見直すこと。
- (2) 障害児・者が地域で生活し、社会参加を促進していくためには、相談支援、移動支援等の地域生活支援事業が特に重要となる。
地域の創意工夫により必要な事業を躊躇することなく、これらの事業を十分実施できるようにするため、県及び市町村が実施する地域生活支援事業への財政的支援を拡充すること。
- (3) 発達障害については、発達障害者支援開発事業の成果等を踏まえて、発達障害の障害特性に応じた支援を行うための障害児通所施設、自立訓練等のサービス体系の検討をすること。
- (4) 軽度・中等度難聴児については、補聴器購入に際して障害者総合支援法による公的助成の対象となっておらず、特に低所得世帯の場合、親の経済的負担は大きいものとなっていることから、補聴器購入に対する助成制度を創設すること。
- (5) 障害者総合支援法が平成25年4月に施行（一部は平成26年4月）されたところであり、法施行3年を目処とした検討に委ねた事項については、都道府県、市町村、当事者団体等と十分意見交換しながら、計画的・段階的に制度設計を行い、具体的な工程表を示すこと。その際、地方公共団体が安定的に事業を実施で

きるよう必要な財源措置を講ずること。

- (6) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年6月成立)の円滑な施行に支障がないよう、地方公共団体に対する早期の情報提供や十分な意見聴取、施行に向けた具体的工程表の提示を行い、新たに生じる負担に係る財政措置を講ずること。
- (7) ろう者の個性と人格が尊重され、手話を使いやすい社会を実現させるために、手話に関する施策について定める「手話言語法」(仮称)等の検討を行うこと。

12 新たな難病対策に係る国庫所要額の確保等

- (1) 「難病の患者に対する医療費等に関する法律」に基づき、国が負担することとなる費用については、その所要額を確保し、地方の負担が増大しないようにすること。
- (2) 指定難病の指定に当たっては、公平・公正に行うとともに、可能なかぎり速やかに行うこと。

13 子ども・子育て支援新制度の推進

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い必要となる財源の確保を確実に行うことで、保育士等の職員配置の充実や処遇の改善を図り、質の高い教育と保育を地域格差なく提供できるものとする。

14 地域少子化対策強化交付金の拡充について

安心して子どもを産み育てることが出来る地域社会の実現に向けて、地方の現場が地域の実情に応じて出会い・結婚から妊娠・出産、育児まで、切れ目ない支援策を充実させ、「少子化対策」を安定的、持続的に推進できるよう、地域少子化対策強化交付金を継続的な事業として確立するとともに、交付額の拡大と柔軟な制度運用を行うこと。

15 地域における子育て支援施策の充実、仕事と育児の両立支援に係る企業の取組促進に向けた施策の充実

- (1) 幼稚園・保育所等と小学校の連携や放課後子どもプランの取組促進に当たっては、地域の実情に応じた取組が展開できる制度とするとともに、制度の充実を図ること。
- (2) 中山間地域や離島地域などのへき地において幼児や児童生徒の実情に応じた多機能な子育て支援を促進するための施策とその十分な財源確保を図ること。
- (3) 平成26年度限りとされている「安心こども基金」による保育施設整備等への支援について、適用期間の延長も含め、平成27年度以降の保育環境整備等のための支援策の内容を早急に明らかにすると共に、安定的な財源を措置すること。
- (4) 低年齢児保育の拡大や延長保育、一時預かり事業等保育施策の一層の拡充を図ること。
- (5) 企業において、従業員が子育てしやすい職場環境づくりのための誘導策の充実を図ること。
- (6) 子育て支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置などの支援策の充実を図ること。

16 妊娠・出産・育児に係る負担軽減の措置

- (1) 乳幼児に対する医療費の助成については、「社会保障と税の一体改革」の議論において安定財源が確保され地方単独事業として整理されたことから、自治体が乳幼児（心身障害児を含む）に対する医療費の助成を実施した場合の国民健康保険制度における国負担金等の減額調整措置は、即刻廃止すること。
- (2) 子どもを望む夫婦が安心して不妊治療が受けられるよう、保険診療適用の拡大又は特定不妊治療費の助成額の増額、所得制限の緩和を行うこと。
- (3) 保育所の保育料について、国庫負担基準における保護者負担割合の引下げ等を行うこと。特に多子世帯の保育料について、同時入所の有無にかかわらず軽減を図ること。

17 女性の活躍促進について

女性の潜在的労働力の活用は、経済の活性化に必要であるとともに、女性の労働力率と合計特殊出生率には正の相関関係もあることから、子育てしやすい職場環境づくりや女性の就業継続・再就職支援、男性の家事・育児参画、待機児童対策等の取り組みを推進し、女性の活躍促進に向けた総合的な施策の充実をはかること。

18 社会的養護の充実

- (1) 児童養護施設等の小規模化や家庭的養護を推進するために、早期に目標とする職員配置基準の改善を実現するとともに、そのために必要な財源を確実に確保すること。
- (2) 社会的養護の養育と支援の質の一層の向上を図るため、社会的養護の現場で働く保育士等の処遇改善を実施すること。
- (3) 児童養護施設等に入所する児童に対する就職に有用な自動車運転免許等の資格取得や大学等への進学に対する支援をより充実するなど、自立支援策のより一層の拡充を図ること。

19 児童虐待防止対策の充実

- (1) 平成24年4月に児童養護施設等の職員配置基準が改善されたところであるが、被虐待児童等の入所の増加に伴い、きめ細かなケアがさらに必要であることから、更なる配置基準等の見直しを行うこと。
- (2) 児童虐待の発生予防、事後のケア、再発防止等の対策を充実強化するとともに児童相談所、市町村及び児童養護施設等の体制強化を図ること。対策強化に当たっては、地方公共団体や児童養護施設からの意見を十分反映させること。

20 DV被害者支援の充実

- (1) DV被害者対策が、自治体によって大きな差異が生じないように、一定の施策水準の確保を行うこと。
- (2) DV被害者の広域対応に係る財源も含めた対応策の再検討を行うこと。
- (3) DV被害者支援について国が十分な財政措置も含めて対策を講じるとともに、DV加害者更生に向けたプログラムを作成すること。

12 医療保険制度の見直しへの対応及び地域医療の確保等

(総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省)

【理 由】

社会保障制度改革国民会議が取りまとめた報告書（平成25年8月）を踏まえ、平成25年12月に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立した。

この法律では、医療保険制度について、高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中で、全ての国民が医療保険に加入する仕組みを維持するため政府が必要な改革を行うこととしている。

具体的には、政府は、効率的かつ措置の高い医療提供体制の確立、医療費適正化の推進、持続可能な医療保険制度の構築等のため、必要な措置を講ずることとされている。

特に、持続可能な医療保険制度の構築については、国民健康保険の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことが基本とされ、政府は国民健康保険の都道府県単位化に係る十分な支援、国民健康保険の財政上の構造的な問題の解消などに取り組むことが規定されている。

初期臨床研修の必修化を契機に、医師の地域偏在及び診療科偏在により、離島や中山間地域及び産科、外科、小児科などの特定診療科で医師不足が深刻化している。また、看護職員についても、離島・中山間地域や中小病院を中心として、深刻な看護職員不足が生じている状況であり、健康で安心な住民生活を支える医療サービスの安定的な提供が極めて困難になっている。こうした問題は地方だけでは解決できないことから、国において積極的な対策を講じていく必要がある。

本年6月中には、国において「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、病床機能報告制度や地域医療ビジョンの策定を通じて、より効率的な医療提供体制へ改革していくことが求められている。一方、地域によって後期高齢者の人口構成や離島・中山間地域等の地理的要因など、医療を取り巻く事情は異なることから、地域の実情を踏まえたビジョンの策定や対策の実施が必要である。

がんについては、中国地方において、死亡原因の第1位であるが、医療従事者等の不足のため、がん診療連携拠点病院等の指定要件の充足が困難な医療機関があり、各地域でがん対策を着実に進めるためには、がん診療連携拠点病院等の指定について、地域の実態に即した弾力的運用が必要である。

また、がん登録等の推進に関する法律に基づく全国がん登録については、平成28年1月から開始される予定であるが、地方自治体における事務や全ての病院が行う届出等の実務が円滑に実施されるためにも、適切な財源措置が必要である。

さらに、化学療法や放射線療法等を担う専門医の数は欧米に比べ圧倒的に少ないなど、これら専門医や外科医の養成・確保は急務である。

救命率向上を図るため、救急救命士が行う応急処置の知識、技能を医学的観点から維持、向上させるメディカルコントロール体制の整備推進は、救急救命士の業務拡大を図っていく上での前提であり、地域における救急救命士の教育・研修体制の整備を進めていく必要がある。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 医療保険制度の見直しへの対応等

(1) 国民健康保険制度の持続可能性の確保について

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年12月5日)が成立し、国民健康保険の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことが基本とされた。現在検討が行われている都道府県単位化については、国民健康保険の財政上の構造的な問題を、国において解決すること。

また、制度の安定的な運営と持続可能性を担保するため、将来にわたって保険料の伸びを抑制し、保険料水準の保険者間の格差及び被用者保険との格差を是正する具体的な措置を講じること。

(2) 医療費の適正化の推進

医療費適正化の推進に当たっては、医療費に多大な影響を与える診療報酬等に権限を有する国が主導的役割を果たすこと。また、特定健診・特定保健指導等が円滑かつ適正になされるよう国において適切な対策を講じるとともに、保険者に対する確実な財政支援措置を継続すること。

併せて、特定健診・特定保健指導による医療費への実証ある適正化効果を明らかにするとともに、後期高齢者支援金の加算・減算措置について、特定健診・特定保健指導の実施状況の現状を踏まえ、制度のあり方について引き続き検討を行うこと。

(3) 療養病床の再編成

療養病床の再編成については、介護療養病床の廃止を6年間延期する法改正がなされたところであるが、国においてはこれまでの政策方針は維持することから、介護療養型老人保健施設等への転換の際には、現に療養病床に入院している患者の受け皿として機能するよう、必要に応じて人員基準や介護報酬の見直し等を行うこと。

また、転換年度によって助成額が異なることのないよう、引き続き必要な財源確保をすること。

併せて、介護療養病床の廃止期限の延長後の新たな療養病床の在り方や再編成方針を早急に明らかにすること。

(4) 後発医薬品の普及促進

後発医薬品の使用が促進されるよう、後発医薬品に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、品質確保対策の拡充や供給体制についての産業界への指導を引き続き行うこと。

2 医師等の確保対策の推進

(1) 診療報酬の充実、医師の勤務条件の充実

産科、外科、小児科などの特定診療科の医師やへき地医療、救急医療などを担う医師が確実に確保できるように、医療費の負担の在り方を考慮しつつ、実効性のある診療報酬の見直しを行うこと。

(2) 地域医療等に関する医学教育の取組

地域医療を担う医師の重要性に鑑み、必修化も含め大学医学部における地域医療教育を充実すること。

(3) 医師の適正配置及び必要な入学定員枠の確保

近年、医学部定員の拡大が図られているが、産科、外科、小児科やへき地医療、救急医療など医師が不足する分野に誘導する仕組みを構築すること。

また、人口や、医師の地域偏在や特定の診療科における顕著な医師不足の実態及び高齢化の進展などを考慮した今後の医療ニーズの動向などを踏まえ、医学部定員数の拡大に柔軟に対応すること。

併せて、入学定員枠の拡大に当たり、奨学金制度の創設が都道府県に義務付けられているが、奨学金制度の運営にかかる経費について、地方財政上の措置を拡充すること。

(4) 女性医師の就業体制の整備

増加傾向にある女性医師の幅広い就業体制を整備するとともに、離職者のための再就業支援の更なる充実を図ること。

(5) 病院勤務医師の勤務環境改善への取組

救急医や産科・外科・小児科医などの病院勤務医の就労環境の改善が急務であり、医師や看護師・助産師の増員、医療関係職種の役割分担・業務範囲の見直し等、財源を含めた支援策を検討すること。

また、開業診療所医師に対する、救急医療や夜間診療への協力を促進させるための制度について検討すること。

なお、医療従事者の手厚い配置に向けた指導や診療報酬等による誘導策は、就業環境の改善や、より質の高い医療の提供につながるものと考えられるが、対応を委ねられる個々の医療機関にとって、医師や看護師の確保が極めて困難な状況の中で、直ちにその実現を図るのは至難であり、国において、こうした実態を踏まえ、計画的・段階的に改善を図る取組を検討すること。

(6) 国民の理解と協力を得るための積極的な情報発信や啓発活動の展開

受療者である国民に対して、医療を提供する側の努力だけでは、医療体制を維持・確保していくことが困難な状況があることを明確に示し、国民の理解と協力を得るための積極的な情報発信や啓発活動を展開すること。

(7) 中山間地域に勤務する医師のための研修制度の創設

中山間地域の公的医療機関等に勤務する医師のモチベーションを高め、中山間地域での医療従事を志望する医師の増加誘導策として、当該地域での従事医師に限定した国内外での長期研修制度等を創設すること。

(8) 医師偏在の是正につながる専門医制度の見直し

新たな専門医制度の構築にあたっては、医師の地域偏在、診療科偏在を是正するための誘導策を盛り込むこと。

(9) 看護職員の確保対策の推進

看護職員の養成、勤務環境改善による離職防止、再就業促進等の取組に対する財政支援の充実を図ること。また、勤務環境の改善や医療安全の観点から、夜勤の拘束時間等の実態を把握し、適切な夜勤の拘束時間等について指針を示し、拘束時間や夜勤回数について実効性のある改善が図れるよう医療機関の体制整備を支援すること。

(10) 我が国が目指す医療についての国民合意の形成

医療へのアクセスも含めた国民が求める医療提供体制と、それに要する資源の確保や負担の在り方について、考えられる政策選択肢の提示と国民合意形成に向けた取組の推進を図ること。

(11) 新たな財政支援制度

医療・介護サービスの提供体制改革のための基金方式による新たな財政支援制度について、地域の実情に応じた取組が可能となるよう柔軟な制度とすること。また、長期継続的に取り組む必要のある事業が安定的に実施可能となるよう配分方式について配慮すること。

(12) 医療提供体制整備の推進

医療提供体制の整備においては、国は補助金（医療提供体制推進事業費補助金及び医療提供体制施設整備交付金）で支援しているが、ドクターヘリ、救命救急センターや周産期母子医療センター等の運営費、さらには医療提供体制の施設や設備の整備費など地域医療の水準を維持するための重要な事業である。国においては、地域の実情に応じて十分な予算を確保すること。

3 がん医療の充実

(1) がん診療連携拠点病院の指定

がん診療連携拠点病院の指定更新に当たっては、地域の専門的医療従事者の不足などの実情を踏まえ、弾力的運用を行うこと。

(2) 全国がん登録と予算確保

全国がん登録について、円滑な事業の導入及び継続が可能となるよう地方自治体及び病院等に対する必要な財源措置を講ずること。

(3) がん医療を担う医師の育成・確保

がんの化学療法や放射線療法を専門とする医師を育成するとともに、がんの手術療法を担う外科系の医師の育成及び確保を図ること。

4 メディカルコントロール体制の整備促進

(1) 気管挿管実習の患者の理解を促すため、引き続き、国民への普及啓発活動を積極的に行うとともに、国立大学法人の附属病院や独立行政法人国立病院機構を中心とした病院実習受入協力システムの構築を図ること。

- (2) 救急救命士の実習受入を促進するため、国立大学法人、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構等の病院を含むすべての医療機関に対する財政的な支援を行うとともに、万一、実習中に事故が発生した場合の全面的な保障制度を国において整備すること。

13 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

(財務省、厚生労働省)

【理 由】

原子爆弾被爆者は、被爆後 69 年に当たる今日においても、社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けなければならない実情にある。

高齢化が一段と進み、ひとり暮らしや寝たきりなど日常生活に介護を要する原子爆弾被爆者が年々増加しており、被爆者援護対策には解決すべき多くの問題が残されている。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、国の責任において被爆者及び遺家族の実態に即した援護対策を一層充実すること。また、広島・長崎に原子爆弾が投下されて 70 年に当たる平成 27 年度に実施する被爆 70 周年記念事業に対し、助成措置を講じること。

1 原爆症認定制度の運用状況の検証及び審査の迅速化

原爆症認定制度については、この度改正された「新しい審査の方針」の運用状況を検証し、より被爆者救済に資する制度となるよう、引き続き必要な見直しを行うこと。

また、原爆症の認定に係る審査に当たっては、より一層の速やかな審査を行うこと。

2 介護施策の拡充強化

訪問介護利用被爆者助成に係る所得制限を撤廃し、介護保険利用助成に係る助成対象サービスを拡大するとともに、財源措置も含め、国の責任において必要な施策を講じること。

3 被爆者健康診断内容等の充実強化

被爆者は、被爆の影響により、がんなどの疾病の発生率が高く、また、高齢化に伴い健康診断の重要性がますます高まっていることから、健康診断費の改善を図るとともに、診断内容については、高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査と同様とするなど、健診項目の見直しを図ること。

4 原子爆弾小頭症患者の支援

原子爆弾小頭症患者は、原爆の放射線により、生を受けたときから今日まで、重い障害に苦しみ続けているとともに、親の死亡や高齢化により、安心した生活を営むことが困難となっている。

については、国において、原子爆弾小頭症患者の生活実態を理解し、生涯にわたり安心した生活が営めるよう、実態に即した支援を推進すること。

5 被爆者関係施設の整備充実

被爆者の医療・養護等を進めていく上で重要な原爆病院、原爆養護ホーム等の被爆者関係施設は、その特殊性から人的・物的負担が多く、経営に困難を来していることから、運営費を充実するとともに、施設・設備整備に当たっては、より一層の助成措置を講じること。

6 医療及び介護保険における地方負担の改善等

被爆者医療については、原爆被爆による健康上の障害の特異性と重大性にかんがみ、老人保健事業推進費等補助金の増額など、被爆者医療に係る地方公共団体の負担の解消に向けて、財政上、適切かつ十分な措置を将来にわたって講じること。

また、被爆者を多く抱える広島・長崎両県市に対しては、介護保険法による地方公共団体の負担が過度にならないよう財政措置を講じること。

さらに、法定受託事務である被爆者援護事務について必要な人件費を負担すること。

7 在外被爆者の援護の推進

在外被爆者の援護については、保健医療助成事業の導入や、在外公館等から被爆者健康手帳、原爆症の認定及び手当等の申請が可能となるなど、改善が図られてきた。

しかし、健康診断については、国内の被爆者に比べ十分な援護が受けられていない状況にあり、保健医療助成事業についても、今年度、上限額の引き上げなど大幅な改善が行われたところであるが、依然として居住国における実情に即した制度の改善が求められている。

については、居住国における実情を踏まえて引き続き検討を行い、必要な改善を行うこと。

また、在外公館等を通じた各種申請手続等について、十分に周知し円滑な実施を図るとともに、手帳交付申請については、より一層の迅速な審査ができるよう、高齢化が進む在外被爆者の実情に即した対応を行うこと。

8 被爆二世の健康診断内容等の充実

被爆二世健康診断は、健康状況の把握と健康不安の解消を図る観点から、希望者に対して実施されている。

現在のところ、被爆二世に対する遺伝的影響を示す科学的知見は得られていないものの、被爆二世は、がんに対する健康不安を抱く年齢になってきている。

については、その置かれている立場を理解して、被爆二世健康診断内容等のより一層の充実を図ること。

14 学校教育の充実等

(財務省、文部科学省)

【理由】

基礎学力の定着や学校生活への円滑な適応などの様々な教育課題を解決するためには、少人数学級を実施してよりきめ細かな指導を行うことが必要である。

現在、国においては、中央教育審議会答申を踏まえた教育改革が進められているところである。

このような状況の中で、21世紀を担う子どもたちの教育環境の整備・充実を図る必要がある。

特に、平成22年度から、国が自らの政策判断により実施してきた高校授業料の実質無償化については、公立高校に係る交付金算定において、従来地方公共団体が行っていた授業料減免分について、地方負担が残るとともに、私立高校についても、就学支援金が創設されたものの、引き続き保護者負担が残る場合があるなど、公私間格差解消という実勢面での対応が十分図られていない状況にあった。

こうした中、保護者負担の公私間格差是正等を図る観点から、平成26年度入学生から新たに所得制限が導入されるとともに、私立高校については、所得制限の導入と併せ所得状況による就学支援金の加算措置が実施されるなど、一定の拡充が図られたが、依然として保護者負担が残るなど、公私間格差の解消までには至っていない状況である。

また、平成26年度から創設された奨学のための給付金制度についても、新たに地方負担が生じることとなっている。

さらに、地方国立大学は、その地域の知的・人的資源の拠点として、教育、文化、産業振興などを通じて、地域の自立と発展に寄与しており、その果たしている機能、役割に鑑み、各大学の規模や特性等を十分考慮して、地方国立大学の主要な財政基盤である運営費交付金を安定的に確保していくことが必要である。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 少人数学級の着実な推進

地方の主体性の下、少人数学級が実現できるよう必要となる教職員の定数を確保し、制度の改善を推進すること。

2 必要な教職員の確保等

教育改革を実現し、新たな職の設置、新学習指導要領の円滑な実施、特別支援教育の推進、深刻化する問題行動への対応、キャリア教育の充実などといった様々な教育課題に対応するために、必要な教職員を確保するとともに、現場の実情に即した弾力的運用を図ること。

3 公立学校の施設整備の促進

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であり、各自治体においては耐震化への取組を加速化しているところである。

また、学校施設の老朽化への対応のほか、特別な支援が必要な児童生徒等への適切な指導・支援など、多様なニーズに応じた施設整備が求められている。こうしたことに適切に対応し、公立学校施設の整備を促進するため、国においても、補助率や補助単価の引上げも含め、必要かつ十分な財源措置を講じること。

4 私学振興の充実

幼児・児童・生徒数は、少子化により恒常的に減少しており、高等学校をはじめとする私立学校の経営は、極めて厳しい状況におかれている。

このため、我が国の学校教育における私立学校の役割の重要性に鑑み、私立学校振興助成法の目的である私立学校の教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減、学校経営の健全性の確保を図る上で、国の財源措置等は極めて重要であることから、私学の総合的な振興方策の拡充強化について特段の配慮をすること。

また、私立学校施設の耐震化を促進するため、事業量に見合う予算額の確保を行うなど、より一層の施策の充実を図ること。

5 高校授業料の実質無償化等

- (1) 公立高校については、従来地方公共団体が行ってきた授業料減免などの施策にかかわらず、国の責任において、全額国負担とすること。
- (2) 私立高校については、公私間格差解消という観点から、引き続き就学支援金の拡充を図ること。
- (3) 単位制高校では、就学支援金が支給される単位数の範囲で卒業することが困難な者が多い実態があり、こうした実態に鑑み、履修単位の制限を廃止する等制度の改善を行うこと。
- (4) 奨学のための給付金制度の充実を図るとともに、全額国負担とすること。
- (5) 今後、就学支援金制度等を見直す場合は、必要な情報の提供を行うとともに、地方の意見を尊重すること。また、事務手続きの簡素化や準備期間の十分な確保に配慮するとともに、制度見直しに伴い生じる経費の全額について、国が財政措置を講じること。
- (6) 文部科学省においては「専修学校生への経済的支援の在り方に関する検討会」を開催し、その支援策を検討しているところであるが、専修学校専門課程の生徒の授業料減免に対する補助制度を創設する場合は、必要な情報の提供を行うとともに、地方の意見を尊重すること。また、準備期間の十分な確保に配慮するとともに、制度創設に伴い生じる経費について、全額国負担とすること。

6 国立大学法人運営費交付金の確保

国立大学法人運営費交付金については、法人化直後の公費投入額を踏まえ、必要な所要額を確保するとともに、その配分に当たっては、安易に競争原理や成果主義を導入せず、地方国立大学が安定的な財政基盤の下で、地域において果たしている機能や役割を引き続き発揮するとともに、持続的に発展できるよう十分に配慮すること。

V 環境・エネルギー関係

15 環境保全対策の推進等

(総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省)

【理由】

瀬戸内海については、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく施策の積極的な推進や、瀬戸内海の藻場、干潟、自然海浜等の貴重な自然環境の維持のための対策が必要である。また、瀬戸内海の自然環境の保全と活用を図るため、瀬戸内海国立公園の積極的な整備促進が必要である。

児島湖及び宍道湖・中海等の湖沼については、社会経済活動の進展に伴い、富栄養化による水質悪化が懸念されたことから、湖沼法に基づく湖沼水質保全計画の策定など、水質浄化施策を推進中であるが、今後更に水質保全対策を実施するためには、国の技術面における支援及び財源確保が必要である。

科学技術の発達により、微量でも極めて有害な物質や生態系に影響を与える可能性があるとされる物質が、身近な生活の場においても使用されるようになり、新たな環境汚染が懸念されているため、その対策が必要である。

地方の美しく豊かな水環境を保全し、住民の快適な生活環境を実現するためには、下水道など污水处理施設の整備を進めることが極めて重要である。

地球環境の保全や大気汚染等の生活環境問題解決のためには、低公害車の普及促進及び自動車排ガス低減の技術開発などの対策が必要である。

東日本大震災及び福島原子力発電所事故等を契機として、国のエネルギー政策及びエネルギーミックスの見直しが行われているが、地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要がある。

土地の開発・売却の際や環境管理の一環として汚染調査を行う事業者の増加等に伴い、重金属や揮発性有機化合物等による土壤汚染が顕在化しており、その対策が必要である。

特定外来生物の防除は、基本的に国の事務であり、国が責任を持ち、特定外来生物被害防止基本方針に沿って、国自ら積極的に防除を実施することが必要である。

近年の大気化学輸送モデル等の進歩により、高い時間的・空間的分解能でモデルシミュレーションが可能となり、光化学オキシダントの大陸からの移流や成層圏からのオゾン降下の可能性が指摘されている。広域的な大気汚染に対応するため、国際的な対応と早期の情報収集・提供が必要である。また、近年、国民の関心が高まっている微小粒子状物質（PM2.5）については、健康影響の解明が十分に進んでいないこと、特にインターネットを利用できない国民に対する PM2.5 濃度等の情報提供が不十分であることから、国民の不安を解消するための対策が必要である。

アスベスト問題に関する健康、環境、建築物対策等総合的な対策の推進のためには、アスベスト疾患への対応や、アスベスト廃棄物に関する処理技術の開発など、個別の対策の充実・強化が必要である。また、これらの対策に必要な財政負担については、地方自治体と十分な調整が必要である。

近年、日本海沿岸では、海洋ごみが多量に漂着することが深刻な問題となっており、現状では県又は沿岸市町村において回収・処理されているが、膨大な労力や費用が大きな負担となっている。今後は、韓国等に対する外交努力の継続のほか、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（海岸漂着物処理推進法）に基づき、国・県・市町村・事業者・国民・民間の団体等がそれぞれの役割を果たすことによって、効果的な回収・処理等の対策が図られる仕組みを早急に構築する必要がある。

また、瀬戸内海を中心に、漁業等の産業活動への影響が大きい漂流ごみや海底堆積物の問題が顕在化しており、海岸漂着物と同様の対策が必要である。

自治体等における公園の飼養鳥が高病原性鳥インフルエンザに感染し、家きんへの感染防止のため同所の飼養鳥を大量処分した事例において、防疫資機材の購入費用等は特別交付税で措置されたものの、飼養鳥の補償措置がなかったことから、家畜伝染病予防法に準じた支援措置が必要である。

全国的に頻発する渇水被害に対応するためには、水資源の開発による用水の確保が、極めて重要な課題となっている。しかしながら、水資源の開発は、長期の施行期間と多額の財政負担を伴うため、常に先行投資を行うことを要求されるとともに、多くの場合、未売水の保有により地方財政を圧迫していることから、国において財政負担軽減等の措置が必要である。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 瀬戸内海環境保全対策の推進

- (1) 瀬戸内海環境保全基本計画推進に係る各種公共事業の促進を図ること。
- (2) 生活排水対策を効果的に推進するために必要な財源の拡充強化を図ること。
- (3) 海域の保全を図るため、海浜流失の調査・究明を行うとともに、浸食対策事業や海岸環境整備事業等の推進を図ること。
- (4) 瀬戸内海の環境を健全な状態に保全・回復するための新たな施策を確立し推進すること。

2 瀬戸内海国立公園の整備促進

瀬戸内海の自然環境の保全と公園施設の利活用を促進するため、老朽化した休憩所及びトイレなどの施設の再整備や、登山道の改修及び手すり設置など安全対策を計画的に促進すること。

3 児島湖及び宍道湖・中海等の湖沼における水質保全対策の推進

- (1) 湖沼法指定湖沼における水質保全対策を積極的に推進すること。
 - ア ヨシ原の適正な管理、浅場及び藻場の造成等の湖岸域の環境改善の積極的な取組
 - イ 湖底環境の改善などその他の効果的な湖沼直接浄化対策の調査検討
- (2) 湖沼の水質改善を図るための調査研究を推進すること。
 - ア 非特定汚染源負荷対策を促進するための調査研究の充実強化
 - イ 赤潮、アオコなどのプランクトンや水草、ユスリカの異常発生を防止するために必要な調査等の推進

ウ 湖沼の汚濁メカニズムについての総合調査の推進

- (3) 地方自治体やNPOなどの関係団体が取り組む水質浄化策に特別の財政支援措置を講じること。

4 有害化学物質対策の推進

- (1) 有害化学物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染を未然に防止するため、環境中の濃度や健康影響等の調査・研究を積極的に実施し、環境基準若しくは指針値の設定などに努めるとともに、実効ある排出抑制対策を推進すること。
- (2) 有害化学物質の効率的かつ簡易で安全な分析方法を早期に確立すること。
- (3) 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の円滑な施行を図るため、国は、具体的に県の行うべき事務内容及び運用に際しての手法を早期に示すとともに、制度運用に伴う業務経費への適切な財政負担を行うこと。
- (4) 微量PCB汚染廃電気機器等の処理体制を早急に整備するとともに、中小企業者等への処分費用の負担軽減制度など処理推進策を創設すること。また、使用中のPCB含有電気機器の確実な処理に向けた具体的な方策を明確にすること。

5 下水道などの汚水処理施設整備事業の推進

遅れている汚水処理施設の整備を一層促進するため、下水道事業や浄化槽事業などを積極的に推進するとともに、市町村が必要とする財源の一層の充実を図ること。

6 低公害車の普及促進及び自動車排ガス低減対策の充実強化

低公害車に係る現行制度の拡大・充実を図るとともに、電気自動車や水素自動車、燃料電池車、クリーンディーゼル車の普及などにより、二酸化炭素等自動車排出ガスの低減対策を充実・強化すること。

7 地球温暖化対策の推進

改正された地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策計画の策定及び「当面の地球温暖化対策に関する方針」（平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定）に基づく対策の推進に当たっては、次の事項に配慮すること。

- (1) 地方において、地域の自然的・社会的条件に応じた温暖化対策が推進できるよう、新たな地方税を創設するなど地方自治体の温暖化対策に活用できる財源を確保すること。
- (2) 地域の実情に応じた温暖化対策として、地域住民や事業者への普及啓発を始め、省エネルギーや再生可能エネルギーに関する新技術の開発や利用等を促進するため、優遇税制措置や助成制度の一層の充実・強化を図ること。
- (3) 森林吸収源対策として、森林の整備・保全対策を強力に推進するとともに、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を位置づけることや新たな税を創設することなどにより、これらの施策に必要な財源を確保すること。
- (4) 民生部門の温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策地域協議会を活用した県や市町村レベルの国民運動の推進体制を整備するとともに、地域協議会による特色ある取組に対する支援を行うこと。

8 土壌汚染対策の推進

- (1) 経済的・効率的な土壌汚染の修復技術等の開発を図ること。
- (2) 土壌汚染対策の推進に必要な財源を確保するとともに、土壌汚染対策法に定められた基金の助成要件を緩和すること。
- (3) 土壌汚染対策法の施行を適正に行うため、調査命令の発出等判断基準を明確に示すこと。

9 特定外来生物の防除の推進

特定外来生物の侵入による生態系、農林水産業、生活環境など各種被害の防止を図るため、特定外来生物の侵入の早期発見、初期段階における迅速かつ効果的な防除の実施体制の構築並びに防除技術の開発を行うこと。また、地方公共団体等が行う自主的な防除事業に必要な、捕獲器や薬剤の購入に要する経費に対して、継続的な財政支援措置を図ること。

10 光化学オキシダントや微小粒子状物質の大陸からの移流等への対応強化

- (1) 光化学オキシダント・微小粒子状物質による大陸からの影響や成層圏からのオゾン降下について、国内のみならず、東アジア（日本、韓国、中国、台湾）各国と協力して、調査・研究を推進し、原因究明を行い必要な対策に取り組むこと。
- (2) 各測定地点におけるオゾン濃度や気流状況の解析を踏まえた、光化学オキシダント発生予報が可能な予測システムを構築すること。
- (3) 微小粒子状物質による健康への影響に関する国民の不安を払拭するため、健康影響に関する科学的知見の充実を図り、国民へのきめ細かな情報提供を行うこと。
- (4) 「注意喚起のための暫定的な指針」に基づく注意喚起について、全国の観測データの収集・分析に基づく、より精度の高い判断方法、効果的な周知方法を示すこと。

11 アスベスト対策の充実・強化

- (1) アスベスト関連疾患への対応など健康対策の充実を図ること。
 - ア 市町が実施する検診事業における対象者の拡大など、アスベスト関連疾患に係る検診体制の拡充に向けた財政支援措置の創設
 - イ 悪性中皮種や肺がんなどとアスベストの因果関係の早期究明及びアスベスト関連疾患の早期診断方法や治療法の確立
 - ウ アスベストに係る室内環境許容基準の設定
 - エ 解体等作業現場におけるアスベスト規制基準の設定と、基準超過した場合における指導指針等の作成
- (2) 建築物におけるアスベスト調査、除去等の対策工事への財政的支援制度の充実等を図ること。
 - ア 私立学校や私立専修学校等の各種学校、医療機関、社会福祉施設等のアスベスト調査、対策工事等に係る財政的支援制度の拡充等
 - イ アスベスト対策について、安全かつ低コストな技術・工法の確立及び専門知識を有する人材の早期育成
 - ウ 建材中のアスベスト含有の有無についての簡易な判別方法の確立
- (3) アスベスト廃棄物処理技術の開発、事業化に対する支援や、アスベスト廃棄物を取り扱う産業廃棄物処理施設に対する財政的支援措置の創設を図ること。

12 海岸漂着ごみ対策への政府の一体的な取組

- (1) 海岸漂着物処理推進法が制定され、平成 26 年度まで地域環境保全対策費補助金による財政措置が講じられることとなったが、恒久的な財政措置を図ること。また、漂流ごみや海底堆積物の回収・処理対策についても海岸漂着物対策として新たに財政措置の対象とすること。
- (2) 国は外交ルートを通じて日本海対岸諸国に対し、各国内における海岸漂着ごみに係る原因究明とその防止策、監視体制の強化などを強く要請すること。

13 高病原性鳥インフルエンザに感染した飼養鳥の取扱方針の策定等

高病原性鳥インフルエンザの家きんへの感染拡大を防止するため、自治体等の公園や動物園等の飼養鳥の処分に対して、家畜伝染病予防法に準じた支援措置を講じること。

14 水資源対策の推進

当分の間、十分な用水需要の見込めない先行水源について、国において、財政負担軽減等の必要な措置を講じること。

16 次世代エネルギーへの取組の推進

(経済産業省)

【理由】

東日本大震災後、我が国のエネルギー政策が大きな転換点を迎え、エネルギー源としての石油や天然ガスなどの重要性が益々高まっているが、将来的に化石燃料の枯渇化や地球温暖化の進行等、エネルギー問題の深刻化が懸念される中で、水素エネルギーは、燃料電池自動車や家庭用の定置型燃料電池等のエネルギー源として大きな期待が寄せられている。

国においては、「日本再興戦略」に燃料電池の技術開発・低コスト化や、水素供給インフラの導入支援、燃料電池自動車・水素インフラに係る規制の見直しを明記するとともに、2015年の燃料電池自動車の市場投入に向けて、4大都市圏を中心に100カ所の水素ステーションを整備することとしている。

中国地方においては、瀬戸内沿岸のコンビナートの水素製造能力は全国の約四分の一を占め、高い供給ポテンシャルを有しており、新たなエネルギーの供給拠点としての事業展開が期待されており、2013年6月には、中・四国、九州地方で初となる液化水素製造工場が周南コンビナート内で操業を開始するとともに、2015年度を目途に周南市に液化水素ステーションが設置されることである。

こうした国の動きや瀬戸内沿岸のコンビナートが持つ高い優位性を活かし、水素供給システムや燃料電池の部素材等の研究開発を促進し、水素関連産業の育成を図るとともに、水素社会の実現に向けて水素を活用した地域づくりを進めていく必要がある。

また、こうした中、近年、我が国の周辺海域でメタンハイドレート等の海洋エネルギー資源の開発が注目されている。一次エネルギーのほとんどを海外に依存している我が国において、安全保障の観点からも国産エネルギー資源として大変重要である。

しかしながら、メタンハイドレートの開発は太平洋側を中心に進められている。また、石油や天然ガス等の受入施設等はその大半が太平洋側に集中しており、今後、想定される首都直下型などの巨大地震等により被災した場合は、産業や国民生活に計り知れない影響を及ぼすことが懸念される。

国においては、新たな海洋基本計画等の中で、表層型メタンハイドレートの資源量調査目標を初めて設定された。そして、昨年度から調査を開始し、表層型メタンハイドレートの賦存を確認されたところである。しかしながら、本格的な日本海側の開発に向けての動きは、未だ端緒にすぎたばかりである。我が国のエネルギーの安定供給及び産業や経済の活性化などを図るため、その開発を一層加速化させる必要がある。

【提 案】

- 1 「液化水素ステーション」について、圧縮水素ステーションと同等の技術水準の制定
- 2 水素エネルギーに関する中核的技術支援拠点機能の整備、先導的な研究開発や新事業展開に対する支援策の充実
- 3 水素の供給や利用を促進するため、水素サプライチェーンの構築に対する支援策の構築
- 4 日本海沖におけるメタンハイドレートの開発に向けた本格的な資源調査及び採掘技術の開発の促進
 - (1) 日本海沖におけるメタンハイドレート等の開発に向けた本格的な資源調査を推進するため、来年度予算においても調査費等を拡充すること。
また、調査に当たっては、メタンハイドレートの実用化に直結する工学研究や地方における調査研究体制の整備についても、適切かつ効果的に促進すること。
 - (2) 日本海沖でのメタンハイドレートの商業化に向けたロードマップを策定するとともに、採掘技術の開発を促進すること。
また、採掘技術の開発に当たっては、日本海側における中小企業等の技術・人材を活用するなど、地元技術・国産技術を徹底的に活用・育成すること。
 - (3) 大災害の発生時等におけるリダンダンシーの確保や、日本海国土軸の形成の視点も踏まえ、日本海における海洋エネルギー資源の開発に伴って必要となるエネルギー供給基地や輸送パイプラインの整備を推進すること。
 - (4) 資源の開発が行われる地元で、その供給によって生まれる富が還流する仕組みづくりを検討すること。

VI 領土・基地関係

17 竹島の領土権の早期確立等

(内閣官房、内閣府、総務省、外務省、文部科学省、国土交通省)

【理由】

竹島は歴史的にも国際法的にも、島根県隠岐郡隠岐の島町に属する我が国固有の領土である。

しかし、韓国はこれまで半世紀以上にわたって同島を不法に占拠し、排他的経済水域や漁業権などの我が国の主権が行使できない状況にしている上、最近では、竹島周辺海域での総合海洋科学基地建設計画など、竹島の実力支配の強化を図ろうとしている。

そうした中、一昨年夏には、韓国大統領が竹島へ上陸し、さらには、竹島周辺での防衛訓練、国会議員団の上陸など相次いで強行された。

また、日韓両国政府間で排他的経済水域の境界画定交渉が継続されているが、竹島の取扱いを巡り両国の主張は平行線をたどっている。

領土問題は国家、国民にとって基本的な問題であり、国と国との外交交渉で平和的に解決されるべき事柄であるにもかかわらず、このような韓国側の度重なる動きは、我が国の国民感情を逆なでするものであり、極めて遺憾である。

また、外交交渉を進める背景として、竹島問題に関する国民の理解を深めるとともに、その解決に向けた意識の高揚を図ることが何より大切である。

特に、全国の小学生、中学生あるいは高校生が竹島問題について理解を深めることは国民世論の喚起のために極めて重要である。

さらに、国境に位置する離島に人が住んでいることが他国による不法占拠の防止や領土保全につながっていることを考慮し、また、改正離島振興法附則において特に重要な役割を担う離島の保全及び振興に関する検討が明記されたことを踏まえ、生活基盤確保のための特別措置を講じることが必要である。

については、次の内容について提案する。

【提案】

衆参両議院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議（平成24年8月）」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願（平成18年6月）」を踏まえ、次の事項について早期に具体化を図ること。

1 竹島の領土権の早期確立

竹島における施設建設などの最近の韓国の動きに対して、嚴重なる抗議を重ねるとともに、国際社会へ日本の立場を訴えること。また、国際司法裁判所への単独提訴を含め、領土権の早期確立に向けた外交交渉の新たな展開を図ること。

2 広報啓発の強化

新設された「内閣官房 領土・主権対策企画調整室」を中心に、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。また、竹島問題や国境離島に関する啓発施設を地元隠岐の島町に設置するとともに、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定を行うこと。

3 学校教育における指導の推進

児童生徒用副教材及び教師用指導資料を作成するなど、学校教育において、竹島問題を積極的に扱うよう指導を強めること。また、今年1月に中学校及び高等学校の学習指導要領解説の一部が改訂され、竹島問題に関する記載が充実されたところであるが、学習指導要領においても竹島問題を取り上げること。

4 国境に位置する離島への支援

国境に位置する離島については、領土保全という重要な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講じること。

18 日本海における漁業秩序の確立

(外務省、農林水産省、国土交通省)

【理由】

新日韓漁業協定の締結により、日本海における我が国排他的経済水域では我が国の許可を受けて韓国漁船が操業するようになったが、韓国のはえ縄漁船に加え、近年、まき網漁船及びいかつり漁船等による重要漁場の占拠、操業妨害など漁業秩序を無視した操業が繰り返されるとともに、違反操業も後を絶たず、我が国漁船は操業不能、漁具被害により、水揚げの大幅な減少など甚大な損害を被っている。

一方、日韓暫定水域においては、韓国漁船の事実上の占拠状態が続き、我が国漁船は漁場から撤退せざるを得ない状態が続いており、我が国漁船の水揚げが大幅に減少するとともに、資源の悪化を招いている。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 操業秩序の確立

日本海における我が国排他的経済水域において、韓国はえ縄漁船、まき網漁船及びいかつり漁船の重要漁場の占拠、我が国漁船への操業妨害等により、我が国漁業者が不利益を被ることのないよう対策を講じるとともにバイかご、アナゴ筒、ズワイガニかご漁業の無許可操業を根絶すること。

2 暫定水域の資源管理等の推進

竹島の領土権の確立により排他的経済水域の境界線が画定し、暫定水域が撤廃されるまでの間、両国政府の責任のもとで、日韓暫定水域の資源管理、操業ルールを確立し、日本海の包括的な資源管理と安全操業の確立を図ること。

3 取締の拡充強化

我が国の領海、排他的経済水域における海上保安庁、水産庁の取締監視体制の拡充強化を図ること。

4 韓国・中国等外国漁船操業対策事業の充実

韓国・中国漁船等の違反操業や投棄漁具が継続して確認されていることから、韓国・中国等外国漁船操業対策事業を安定的に実施するための基金の一層の充実を図ること。

5 国直轄の漁場整備の推進

排他的経済水域の生産力を強化し、漁業経営の安定を図るため、まき網漁業の依存度が高いマアジ等を対象とする国直轄の漁場整備を推進すること。

19 岩国基地関連対策の推進・充実及び住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への対策

(総務省、外務省、財務省、防衛省)

【理由】

基地周辺における地域住民の安全で平穏な生活を確保するためには、基地に起因する米軍構成員等による犯罪や航空機騒音の防止等の諸問題を改善する必要がある。

また、米軍機の低空飛行訓練による騒音や事故への不安等により、住民の平穏な生活が乱されるなど、地元住民への負担が生じている現状を改善していかなければならない。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 岩国基地関連対策

岩国基地に起因する住民の様々な不安が解消されるよう、実効性ある安心・安全対策の実施等関連対策の一層の推進・充実を図ること。

(1) 米軍構成員等による犯罪の防止対策の強化

米軍構成員等による犯罪を防止するため、米軍構成員等への再発防止策の徹底、基地外での詳細な居住状況の把握・防犯体制の強化、更に日米地位協定の見直し等を含めた抜本的な対策を講じること。

(2) 騒音防止その他の安心・安全対策の推進

住民生活への影響が大きい夜間、早朝の飛行訓練の全面的禁止、住宅防音工事の対象拡大など航空機騒音の軽減・防止対策や航空機事故防止対策の充実等基地に起因する諸障害の改善に向けた実効性ある安心・安全対策の確保に引き続き最大限の努力をすること。

(3) 基地交付金及び調整交付金の充実

基地交付金について、固定資産税の代替的性格を考慮し、対象資産に対する固定資産税相当額を交付するとともに、交付資産の範囲を拡大すること。

また、調整交付金について、所要の財源措置を図ること。

2 住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への対策

中国地方においては、依然として米軍機の飛行訓練が行われており、日米合同委員会合意において妥当な考慮を払うとされている学校上空での飛行（平成25年9月浜田市、平成26年3月益田市、江津市、平成26年5月益田市、平成26年5月三次市）や、民家土蔵の倒壊（平成23年3月津山市）、窓ガラスの破損（平成25年1月浜田市）などの実害も生じている。

こうした事態について、国の認識と現地の認識に相違があり、事態の改善が図られないという問題がある。

このような状況の中で、地元自治体では従前から自ら設置した騒音測定器により航空機騒音の測定を行っており、国では中国地方知事会の要望を踏まえ、島根県及び広島県に騒音測定器を各 1 台設置し、測定を開始したところであるが、今後、これらの測定結果をふまえた具体的な対応が必要である。

また、オスプレイについては、平成 25 年 3 月に岩国基地を利用した飛行訓練等が関係自治体や地域住民に訓練計画の詳細な内容が明らかにされないまま実施されている。

さらに、関係自治体では、独自に、また全国知事会などを通じて、オスプレイの事故原因と再発防止のための安全対策等について十分な説明を行うよう要請を行ってきたところであるが、未だ地域住民の安全性への懸念は払拭されていない状況にある。

については、住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練によって、激しい騒音被害が生じているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情とを認識の上、速やかに次の措置を講じること。

(1) 住民の平穏な生活を乱す飛行訓練の実態把握と訓練内容の改善

ア 国では、中国地方知事会の要望を踏まえ、中国地方に騒音測定器を 2 台設置されたが、引き続き、住民からの苦情が多い地域について、騒音測定器を増やすなど、国の責任において実態把握を実施すること。

イ 実態把握を速やかに行うため、地元自治体がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講じること。

ウ 調査によって客観的に得られるデータ、住民からの苦情や地元自治体からの要請を米国側に具体的に通報し、住民の生活に与える影響が最小限となるよう訓練内容について改善を求めることにより、具体的な低空飛行訓練による被害の解消につなげること。

また、その結果を住民や関係自治体に説明すること。

エ 住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練による諸問題について、地元自治体の意向を尊重し、十分な意見交換を図るため、国と地方の話し合いの場を設置すること。

(2) 飛行訓練の事前の情報提供

住民の不安を軽減するため、住民生活に影響が大きい訓練については、その訓練予定日や飛行ルートなどの訓練内容を、国の責任において、関係自治体や住民に事前に情報提供を行うこと。

(3) 日米合意の厳密な遵守

日米合同委員会合意を遵守し、住民に危険を及ぼし不安を与え、住民の平穏な生活を乱すような飛行訓練が行われないよう措置すること。

(4) オスプレイの安全対策等に関する説明

オスプレイについては、事故再発防止のための安全対策について、国の責任において、関係自治体及び地域住民が納得できるよう十分な説明を行うとともに、飛行訓練に当たっては、飛行ルートや頻度など訓練計画の詳細な内容の説明を行うこと。